

# 公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成22年7月21日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 17:02

## 委員長

ただ今から、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について補足説明を求めます。求めますが、その前にお手元の方に公共施設有効活用等検討委員会という項目で資料が配布されております。本日の委員会を進めていく上です、スムーズに進めていくために川上委員の方からいろいろ質問が出ておりますので、委員長として先に配布させていただいておりますので、この点についてはご了承願います。よろしいですか。では、補足説明を求めます。

## 学校施設等再編整備対策室主幹

先月6月6日に開催されました教育委員会会議において承認決定されました飯塚市立小学校中学校再編整備計画素案についてご説明申し上げます。計画素案をお願いします。1ページをお願いします。まず前文といたしまして、現在の小中学校の現状や課題を述べ、計画素案の対応を記載しております。次に、小学校再編整備に係る基本方針でございます。1 平成22年度当初、平成22年5月1日現在時点におきまして各学年1学級以下で、今後も1学年1学級または、複式学級による学級編制が継続されると推計される学校については隣接校との再編等を原則とするが、状況によっては、一定条件を付して存続させるものとする。この場合、一定条件を満たさなくなった場合には再編統合を行うものとする。2 再編統合の実施時期については、保護者、学校教育関係者、地域住民、関係団体等と協議し、教育委員会での再編統合の決定後から統合に係る必要な施設整備やその他、準備のための一定期間を経た次年度とする。3 再編整備を検討する上では、今後小中一貫教育を実施することを念頭に置き、施設一体型とするか、施設は別の連携型にするかの決定は、中学校の再編整備計画や地理的關係等を考慮して行うものとする。2ページをお願いします。4 統合は原則吸収統合、片寄せとするが、統合後の学校名は、保護者、学校教育関係者、地域住民、関係団体等との協議検討のうえ、決定を行うものとする。5 吸収統合側の学校については、統合時までに必要な教室等の増築、大規模改造耐震補強工事等を実施する。6 統合にあたっては、適切な通学区域の見直しを行うとともに、統合により通学距離が一定距離以上になる場合は、飯塚市立学校通学区域審議会に諮問し、答申を踏まえ、隣接校も選択できる制度、隣接区域選択制の検討を行うものとする。次に、学校ごとの具体的な再編整備計画でございます。(1)の1 立岩、伊岐須、庄内、上穂波、大分の各小学校につきましては、公共施設のあり方に関する第1次実施計画において存続を決定している学校を掲げております。この5校についても、今後、児童数の大幅な減少等や、その他のように要因による外、校舎の建て替え時期が到来する前までには、小中一貫教育校の設置を含め、再編整備の検討を行うものとしております。次に、1の2をおきまして鯉田、飯塚東、飯塚、片島、若菜、椋本の各小学校につきましては、本計画素案において存続するとしたものでございます。この6つの小学校につきましても1の1と同様に今後、再編整備の検討を行うものとしております。3ページをお願いします。菰田、内野、高田の3小学校につきましては、条件を付し、その条件を満たす間は現在地に存続させるものとしております。その条件につきましては、基本的にはその児童数でございますが、学校の存する地域の条件等が異なりますので、今後改めて検討し、決定するものとしております。次に、3の1 鯉田小学校につきましては、鯉田中学校との小中一貫校教育校として建て替えを行います。次に、3の2 本素案において小中一貫教育校の設置を計画した学校でございますが、

4ページをお願いします。まず、幸袋・目尾小学校は、幸袋中学校との小中一貫教育校に。次に、蓮台寺・潤野・八木山の3小学校については、鎮西中学校との小中一貫教育校に。5ページをお願いします。楽市・平恒の2小学校と穂波東中学校と小中一貫校教育校にする計画といたしております。また、いずれの施設一体型の小中一貫教育校も設置場所については今後決定することをいたしております。以上が、小学校の計画素案でございます。次に、中学校でございますが、基本方針につきましては、小学校と同様でございますので、省略させていただきます。6ページをお願いいたします。学校ごとの具体的な再編整備計画でございます。1の1 二瀬、穂波西、筑穂、庄内の4中学校につきましては、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、存続を決定してる学校でございます。次に、1の2 飯塚第二中学校につきましては、本素案において、現在地に存続させることといたしております。7ページをお願いします。3 飯塚第3中学校につきましては、菰田中学校と同様に生徒数が少なく、教育的には隣接校との統合が必要と考えておりますが、その統合先の受け入れ整備が必要なことからその条件整備が整うまでの間は現在地に存続させるものといたしております。次に、3の飯塚第一中学校につきましては、現在地において菰田中学校と統合するものといたしております。8ページをお願いいたします。菰田中学校につきましては、今説明いたしましたとおり、教育的配慮から飯塚第一中学校と平成25年度までに統合することといたしております。次に、5の1でございます。公共施設等のあり方に関する第一次実施計画におきまして存続を決定している頼田中学校は頼田小学校との小中一貫教育を設置いたします。次に、小学校のところで説明したとおりでございますが、5の2 鎮西中学校は八木山、蓮台寺、潤野の3小学校と。次に、9ページをお願いします。幸袋中学校は、幸袋、目尾の2小学校と穂波東中学校は、楽市・平恒の2小学校との小中一貫教育校を設置することとしたしております。次に、10ページの通学区域をお願いいたします。通学区域につきましては基本方針を定めております。1 中学校の通学区域内の小学校通学区域は分割せず、学校選択制度の適用のない限り、同一中学校を指定中学校とする。2 通学区域境の地域は相互に中学校を選択できる制度、隣接区域選択制の採用を検討する。11ページをお願いします。3 現在の通学区域を基本とするが、学校の規模、生徒数の平準化を図るために旧地域コミュニティにこだわらない通学区域の設定も検討する。4 施設一体型小中一貫教育校については、自由選択制の対象校とし、今後、全地域自由選択制度の導入を検討課題とするとしております。また、その具体的な決定につきましては、飯塚市立学校通学区域審議会に諮り、決定することといたしております。次に、通学方法でございますが、統廃合によって通学区域が伸びる地域は、スクールバスの運行や通学定期の補助、コミュニティーバスの利用等の検討を行うものとしております。次に、学校跡地の利用につきましては、教育委員会といたしましては、財産の処分権限はございませんが、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画および同計画を実施するにあたっての基本的考え方に基づきまして、その跡地については売却を原則とするが、地域の意見もお聞きするものといたしております。12ページをお願いします。最後に、おわりにとして、この素案が今後どのように飯塚市として策定される公共施設等のあり方に関する第二次実施計画につながっていくかや、この素案を策定するうえでの意見等を記載しております。以上が、計画の素案の概要でございます。次に、今後のスケジュールでございますが、本日お配りしてありますA4縦の回覧と書いある用紙をお願いいたします。飯塚市立小学校中学校再編整備計画（素案）地元説明会と書いてある分でございますが、この回覧用紙に書いております日程のとおり、各中学校区で本素案に対しますご意見をお聞きし、また同時に、市民意見募集を9月10日までの期間に行い、これらの意見を踏まえて、教育委員会として小中学校の再編整備計画を策定することとしております。ちなみに、回覧用紙の裏面に市民意見募集のご案内を載せているところでございます。

委員長

説明が終わりましたので、公共施設等のあり方全般に関する質疑を許します。始めに、質疑

通告されております川上委員の質疑を許します。委員長から川上委員にお願いですが、質問の順番を入れ替えていただきたいと思います。まずオートレース場の質問が2ページ目に出されておりますが、その質問からですね、出来ればしていただきたいと思います。理由は、担当部長がですね、昼から出張ということでありますので、十分な審議をしていただくならば先にしていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

川上委員

日本共産党の川上直喜です。実施計画の217ページになりますが、飯塚オートレース場、通告は、施設整備計画についてということにしています。そこでまずですね、施設整備の基金が11億あったわけですが、これが10億5千万円に減少しています。施設整備としてはですね、何に使ったのかお尋ねをいたします。

事業管理課長

平成21年度に実施いたしました主な施設整備にかかる工事でございますが、まず競技場確定表示板横の撮影等補修工事、それから、新種車券発売機等の入れ替え設置費、競技場各所給湯設備等改修工事等の整備を実施いたしまして、21年度に1億円の繰り入れを行ったものでございます。

川上委員

今こういうものに使ったということなんだけど、それがそれぞれいくらかですね、お尋ねします。

事業管理課長

先ほど主なものを述べましたけども、工事の種類といたしましては、28項目に亘る工事を実施しております。先ほど申しました主なものといたしまして、まず、競走表示板の撮影所の方でございますが、それにつきましては、約215万でございます。次に、新種車券の発売機入れ替えにつきましては、約9590万でございます。それから、競技場各所給湯設備工事費につきましては、約136万でございます。その他先ほど申しましたように、全部で28の工事を実施したところでございます。

川上委員

基本的には、新種の車券販売の機械9590万円ということですね。それで、施設整備基金からは幾ら取り崩したと言われましたか。

事業管理課長

1億円でございます。

川上委員

そうすると、数字的には基本的には新種車券機械の導入と、入れ替えに使ったということでしょうか。あと10億5千万円ということになっておるんですけど、後の施設整備計画はどうなってますか。

事業管理課長

平成21年の7月29日に開催されました経済建設委員会におきまして、平成21年度から26年度までの施設改善計画につきまして、その内容でございますが、その主なものといたしまして、競技場選手寮等の改修工事、それから、競技場走路改修工事、競技場補修スタンド改修工事、競走場補助スタンド改修工事、競走場第2特別観覧席空調熱源機器改修工事、それから、競走場各所トイレ改修工事、競走場中央休憩所空調設備などの改修工事、それから、自動発売払戻機、それから、競走場子ども広場横のアーチ等の補修工事等々を予定してるところでございます。

川上委員

その施設整備をすると、全体で幾らお金がかかると見られますか。

事業管理課長

約11億3600万を見込んでおります。

川上委員

そうすると、8千万円くらい足りなくなりますね、基金だけでは。そういう計算になります。

事業管理課長

不足分につきましては、今後の売り上げと申しますか、収益の中で、できるだけ収益をあげたかたちで補充していきたいとふうに考えてます。

川上委員

現状から言うと、展望がないでしょう。それで、先ほど新種車券発売の機械の9590万円ですが、この仕事をしたのはどこですか。

事業管理課長

日本トーターでございます。

川上委員

これから行う11億3千万円の仕事で、日本トーターがするところがありますか。日本トーターがする仕事がありますか。

事業管理課長

先ほど申しました施設整備計画の中では、これ以外にはトーターの分はございません。

川上委員

日本トーターは9590万円の仕事というのは、入札をされてのことですか。

事業管理課長

この分については、オートレースの主要な電算部門を持っていただいておりますので、随契で行っているものでございます。

川上委員

日本トーターという組織のですね、概要をここで説明してもらえますか。

事業管理課長

申し訳ありません。今、説明することができません。

川上委員

随契をした相手なんですよ、1億近のね。何もできないってことないでしょ。

公営競技事業部長

レース場の開催時におきますコンピュータ関係のシステム運用を主に司っていただいております。

川上委員

市民が聞いたときにね、分かるように会社の名前、団体の名前はこういう名前で、責任者は誰で、どこに所在してて、飯塚オートとの仕事の実績はこうでとか、要するに、随契理由書を書いたでしょ。その基本点ぐらいは答弁できるはずですけど。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

事業管理課長

この発売機の入替えにつきましては、債務負担行為でやっているものでございまして、会社の概要につきましては、今手元に持ち合わせしておりませんので、お答えすることができません。申し訳ありません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:24

再開 10:25

委員会を再開いたします。

事業管理課長

申し訳ありません。今現在、手元に資料がありませんので、取り寄せて、後ほどご説明させていただきます。

川上委員

9590万円をあなたに任せるよと、言った会社はどのような会社か、市議会の委員会の場では答えられないということなんですね。後で、資料見て答弁して下さい。それで、死亡事故がレース中に発生しましたね。それで、この事故発生に関わって施設改善面で対応するところがないかどうかね、検討されましたか。

事業管理課長

昨年の平成21年9月27日に第7レースにおきまして、1周回2コーナーにおきまして、他の選手のスリップ落車によって落車をし、後続車と接触したことによって、死亡事故が発生をいたしております。常日頃から、選手の安全安心な競走を第一に考えておりまして、競走直前の走路状況の点検、それから、安全管理につきましては、最善の注意をはらっておりますけれども、そんな中で、不幸にも事故が発生したものでございます。事故後に警察によります現場検証等も行われましたけれども、施設等の原因ではなく、レース上の事故であると結論がされております。そのため、原因が施設等の不備によるものではないという結論でございましたので、事故との関連で施設整備の見直しは行っておりません。

川上委員

警察はそういうふうに言ったかもしれないけども、あなた方自身の判断はどうだったのか、現場見られてね。自分たちの判断はないですか。

公営競技事業部長

先ほど事業管理課長が申しましたように、客観的に警察の方の現場検証、また、JKAの方に報告いたしまして、その結果に基づきましてレース場の走路の問題はないということありましたもんですから、そういうことで、整備計画の見直しはしておりません。

川上委員

第三者が施設の問題ではないと言ったので、自分達もそうだという非常に無責任な答弁なんですね。それで、もう一度ね、自分達で判断できるように検討する必要はないですか。

公営競技事業部長

先ほど、事業管理課長が申しあげましたけども、競走路の安全管理につきましては、常日頃から安全・安心な競走の確保の観点から重要課題の1つと考えております。走路の凹凸、また雨走路時の透水性には特に綿密に設計施工しており、管理につきましても、競走直前には走路上の障害物等の確認および撤去を行っておりますので安全安心の競走の確保には万全を期しております。また、走行練習、競走を通じての選手および競走会からの情報を基に速やかな対応を心掛けてこれできているところでございます。

川上委員

私は、目の前でこの事故を見られた方からお話を聞くことが出来ました。安心・安全第一というふうに言われるんだけど、その方が言われるには、即死というのは大体分かったと、自分では。そういう状況の中でレースは止まらないということについては、非常に心配されていました。止めきれないのかという心配ですね。次にですね、218ページに収支改善の見込みが立たないと判断した時は、直ちに包括的民間委託を導入すると、したくないんだけど、書かないといけないというような答弁がこの間あったんですね。それで、今年度一般会計にどの程度入れられそうかですね、お尋ねをしたいと思います。

事業管理課長

公営競技の一番の目的につきましては、地方財政に寄与する、すなわち一般会計の繰り出しであると認識をしております。しかしながら、平成17年度以降のオートレース場におきます構造改革によりまして、収益が回復傾向にあったものでございますけれども、平成20年度秋以降のリーマンショックによりまして世界的な経済不況の影響によりまして、日本経済も大きな打撃を受けまして、未だに回復の傾向が見えてきていない状況でございます。飯塚オートにおきましても、本場開催時の一人当たりの購買額が減少傾向にありまして、大幅な売り上げ増に繋がっていない状況であります。そのため、現状では繰り出しは見込めないものと考えているところでございます。

川上委員

見込めないと。ところで、そのリーマンショックとオートレースの売り上げとね、関係が見られるんですか。

事業管理課長

不況の影響で個人の所得といいますか、収入が減っているものと考えております。そのため、レジャーにつき込める一人当たりの金額というのが減ってきてるのではないかというふうに考えております。

川上委員

一昨年9月以降、目に見えてその売り上げが減ってるんですか。

公営競技事業部長

一昨年の秋以降につきましては、売り上げは20、21年度とそんなに大きく変わりはなかったということでございますけれども、一人当たりの平均購入額が20年度に比しまして、本場開催時は1300円ほど減っておりますし、また、場外での受託関係につきましても、一人当たりの購入額は1800円ほど減少してるということで、それで同一程度に保っている理由につきましては、飯塚オートの中身が濃くて、他場でそれがやはり皆さんに多くの方で見られるということで、入場者数につきましては、逆に増加傾向にありましたものですから、そういう結果につながっていると分析をしております。

川上委員

218ページではね、大幅に売り上げ金額が減少と書いてるんだけど、理由はですね、レジャーの多様化などによりということになってるんですよ。景気の動向のことについては、基本的に書いてないんですよ。だから、景気の動向を今理由にされたのはですね、新しい見解を示されたことになるんですね。それが妥当な見方かということもあると思うんだけど、それで、いずれにしても一般会計に入れるのが仕事だということなんだけど、場外車券売場の方まで手を伸ばしてですね、一般会計に入れたいということのようなんですけど、南九州市に開設をすれば幾らぐらいの増収になるのかな、お尋ねをしたいと思います。

事業管理課長

年間の売り上げ見込み額を約15億2千万というふうに見積もりを行っております。収益といたしましては、4千万程度になるかというふうと考えております。

川上委員

まだ開設に至ってないようですが、どういう状況になっておるのか、教えて下さい。

事業管理課長

先の代表質問でもご答弁をいたしましたけれども、現在、経済産業省車両課におきまして、JKAを窓口として、設置認可の本申請に向けた事前審査中でございます。車両課から資料内容等の修正指導を受けまして、現在調整作業を行っているところでございます。ただ、JKAとの協議の中で、最終段階にきているのではないかというふうな感触を得ておりまして、車両課から指摘事項等が解決されれば、本申請が実現するのじゃないかというふうと考えているところ

でございます。

川上委員

本申請が何時になる見通しで、オープンは何時になって、あなた方が言う4千万円は何時から一般会計に入る見込みになるか、お尋ねします。

事業管理課長

先ほどの答弁でも申しましたけども、事前申請につきましては、最終段階にきているのではないかというふうな感触を得ております。もし、8月に承諾を得られましたら、すぐに、本申請が行われまして、本申請から許可までが約2カ月を要します。また、現地の造成工事、建築工事が約6カ月を要しますので、今年度末か来年度当初の開設になるのではないかというふう考えてるところでございます。

川上委員

そうすると、来年度から場合によって4千万円の増収になるかなと、そのまま一般会計へ入ってくるということではないんでしょうけども、経済産業省が修正指導しているんですね。どういった点を修正指導しているんですか。

事業管理課長

修正指導を受けている項目につきましては、売上額算定におきます開催日数の修正に伴います周辺自治体との同意内容の修正、それから、売上額の下方修正に伴います経費の削減による場内外の警備体制のあり方等が指摘をされているところでございます。

川上委員

つまり15億2千万円の売り上げというのは、無理ではないかというように経済産業省が指摘してるんですね。そういうことなんですね。

事業管理課長

見直し後の額が先ほど申しました15億2千万でございます。

川上委員

見直す前は幾らだったんですか。

公営競技事業部長

約30億程度の収入を見込んでおりました。

川上委員

30億幾らですか。

公営競技事業部長

下の端数は詳細には覚えておりません。

川上委員

太っ腹過ぎると思いませんか。30億で経済産業省に事前の相談をしたんですね。そしたら、経済産業省がいろいろ言って半額にしたんですね。要するに、15億あなた方は過大見積もりを出しとったんじゃないかという指摘なんですよ。あなた方は同意してるわけだから、確かに、自分達は15億をね、過大見積もりをしておったことを認めたことになるんだけど、そういうことですか。

公営競技事業部長

このオートレースの場外発売所につきましては、市が直接に運営するものではなく、民間の施設をお借りしまして、そこで発売事務をするということになっております。そして、その申請につきましては、施設設置予定者の方がされるということで、私達は直接にですね、経済産業省とのやりとりを行ってということではございませんで、施設設置予定者の方がですね、いろんな指導を受けながら、JKAとも指導を受けながら、そういう一人当たりの購買額の見直しとか、それからまた、近隣のいろんな競輪・競馬の場外車券場の動向を見ながら経済産業省との打ち合わせができたものと考えております。

川上委員

昭和32年からね、1957年から飯塚市はオートレースをやってるわけでしょ。今のような答弁が通用するか考えてみたらいい。そういう責任逃れのね、答弁が通用しませんよ。だから、30億で、あなた方も承諾のうえでね、事前審査に入っとったわけでしょう。それがいろいろ指摘を受けて15億2千万円になったわけでしょう。認めたわけでしょ。だから、あなた方は過大見積もりであることをね、過剰見積もりであることをね、認めたのではないかということ聞いてるんです。同じ質問ですけど。

公営競技事業部長

先ほど申しましたように、施設設置予定者の方がいろんなコンサルの中にいろんな計算の算定をされまして、当初30億ということで私達も話を聞き、そして、その方向の中で、いろんな議会の中でもご報告してまいりました。そして、事前審査を受けてる中で、先ほど言いましたように、他場の場外場の状況とか、また、そこそこの購買額、それからまた、周辺の住民、これの見直しが経済産業省で開かれまして、JKAも含めてですね、内容を検討した結果だと思っております。

川上委員

飯塚市の最高幹部が南九州市の最高幹部に会って、いろいろこの件については話をしていますね。その時に、30億という数字を言っているわけじゃないんですか。

公営競技事業部長

先ほどもご答弁差し上げましたけれど、当初の設置予定者の申請見込額の中では30億ということにつきましては、議会でも南九州市の方でもその数字は報告がなされております。

川上委員

南九州市には30億ということ伝えて、今度15億ですよというのも南九州市としては把握してるんですね。

公営競技事業部長

いつの時点で、連絡したかにつきましてはちょっと定かに覚えておりませんが、いろんな情報の提供の中で、そういった見直しがあっていることについては、担当課長の方に私の方で述べたという記憶はございます。

川上委員

非常にわかりにくい。それで、この場外車券売場の関係で、本場の方に施設整備の追加が生じることはありませんか。

事業管理課長

本場の方に施設整備が、その分について加わることはございません。

川上委員

いろいろ聞いてまいりましたけども、皆さん方が、この間ずっと包括的民間委託はしたくないと、考えないと言っているんだけど、文言は、したくないのになぜ盛り込んでおるのかについては、私も聞いたことがなかったんですね。したくないのに、なぜこれが入っておるかをお尋ねします。

事業管理課長

確かに、実施計画では単年度収支が赤字となりまして、収支改善の見込みがたたないと判断したときには、直ちに、包括的民間委託を検討することといたしております。このことは、将来的な飯塚オートの運営をどのように展開していくのか、直営でいくのか、いかないのかの判断材料と申しますか、基準的な方針を示したものでございます。この方針に基づきまして、的確な状況判断行ないながら、業務を遂行してまいりたいと考えております。それから、現在と言いますか、平成18年度から21年度まで、失礼しました、平成18年度から20年度まで交付金の納付の猶予をJKAにいただいております。この中の条件と申しますか、それに包括的

民間委託について検討するということの指導がっておりますので、そういったことで、この分を検討する中で、文言として加わっているところでございます。

川上委員

要するに、収支改善計画を作る際に、国とかJKAがいろいろ便宜を図るんだけど、それでも駄目な時は包括的民間委託だよということなんですね。JKAと日本トーターはどのような関係にありますか。

事業管理課長

トーターとJKAは関係はございません。

川上委員

日本トーターが民間委託を受けているレース場はどこにありますか。

事業管理課長

船橋と浜松と山陽の3場でございます。

川上委員

6場の内3場までね、日本トーターということなんですね。あなた方は随契でね、先ほど9590万円の仕事を渡してるんだけど、その日本トーターがどういう会社かをね、資料なしには答えられないと言うわけですよ。私、ここにはね、国主導でね、日本トーターに軟着陸させるね、狙いがあるんじゃないかというように思うんだけど、そういう気配は感じませんか。

公営競技事業部長

昨年4月に、事業管理課に配属されまして、いろんな会議に出ておりますけども、今委員が言われるような関係はないという認識を持っております。

川上委員

元請についてはね、大体流れから言えば、日本トーターの流れですよ、国としては。状況見れば。元請というのか、最初の委託受けるところがね。次どこに下請を出すのかね、先ほど3場の名前言われましたけど、調査をかけてますか。

公営競技事業部長

たしか17、8年頃にですね、船橋オートと浜松オートのそういった包括的民間委託契約等につきまして、いろんなコピー等送ってもらっていた実績はございます。

川上委員

実施計画以前の話なんで、あなた方が実施計画に書いてるからにはね、他のレース場で民間委託してるとか、包括的民間委託をしてるところはね、どういう事態になっておるのかね、きちんと調査する必要があるんじゃないですか。個人的にはしたくないとか言ってるけど、ここに書いてるじゃないですか。単年度赤字で、収支が赤字となり、見込みが立たないと判断した時は、今だってその状態になってるでしょ。場外車券売場にね、希望を託しておったのかも知れませんがね、あと都城とか、口蹄疫のところばかり場外車券売場のね、動きがあるんだけど、収支改善の見通しは非常に厳しいでしょ。であるとね、あなた方は包括的民間委託導入先にやってるところがあるんだから、調査をしてるはずなんですよ。15年から18年の話を私が聞こうと思わないんですよ。調査を本当にしてないですか。

公営競技事業部長

調査は行っておりません。しかしながら、今年22年度で浜松、それから船橋オートにつきましては、契約更新の時期が参りますので、こういった内容の契約になるのが等々につきまして、やはり飯塚におきまして、従来からいろんな情報交換しておりましたので、そこら辺についてですね、いろんな情報として入手をしていきたいと思っております。

川上委員

あなた方が努力をして直営を維持しようと考えておられるんだったらね、日本トーターが今何を考えておるのかね、国が何を考えておるのか、よく調べる必要はあると思いますよ。きち

んとね、調べる考えありませんか。

公営競技事業部長

ちょっと委員の質問から逸れるとは思いますが、昨年の4月に私、事業管理課長として配属され、この1年間飯塚オートがどうあるべきかを私なりに考えてきました。私達は、立場上は公務員としての責務を基本にしておりますけれども、一般の公務員とは大きく違うものという認識を持っております。収益を第一に考えるべきものとして、この事業に携わるものと考えております。その中で、この事業をどのようにして収益向上に導いていくのか、また、公営競技事業としての一番の目的である地方財政に寄与する、すなわち、一般会計の繰り出しを実現するには、どのような方策を講じていくべきか、等々を研究し、実現に向けて最大限の努力をしていかなければと思っております。そのために、営業マンとしての自覚と発想、日々の売上げ等の分析などを行いながら、オートレース事業の活性化に努め、効率的な運営を確立していかなければと強く認識をしているところでございます。

川上委員

もう最後にしようと思うんだけど、競走法のね、目的のくだけがあるでしょう。何のためにこの事業するのかと、普通の公務員と違うとかね、そんなこと言わないで下さいよ。間違いです、その発想は。指摘して、もう調査はどうしてもしたくないと言うんで、共産党でね、調査したのがありますから、それでまた質問しましょう。今日はこれで終わります。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:53

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

川上委員

公有財産有効利活用検討委員会の資料は4組織まとまった資料が出てきてるんですけど、一つずつお尋ねをしたいと思うんですね。公有財産有効利活用検討委員会は、検討メモは残されていますか。

行財政改革推進室主幹

検討委員会の検討メモについては残しております。

川上委員

資料の5ページ見ますと、庄内支所周辺公共施設の有効利活用について9回されてますね。全体20回ぐらいの検討なんだけど、庄内についてはそのうち9回と。どういった点を検討してきたのか、主な点を紹介して下さい。

行財政改革推進室主幹

庄内支所周辺施設ということで、公共施設等のあり方に関する実施計画におきましては、庄内支所は昭和32年に建設されたものであり、老朽化が著しく、市民サービスの提供に支障を来することが予想されることから、近隣の公共施設への移転を含めて地域住民等の意見を聞きながら検討を行い、平成21年度末までに決定するとされております。この実施計画に従いまして、庄内支所4課含めまして、関係各課により昨年の5月より、これでいきますと、6月ですね、より現在まで検討、協議を行っているところでございます。主に、この庄内支所周辺施設につきましては、支所、支所別館、旧生涯学習交流館、図書館、保健福祉総合施設ハーモニー等がございますが、その中でも、主に支所、それから公民館を中心とした検討協議を行っているところでございます。

川上委員

目下のところの焦点と言うか、大きな課題というのは、どこにありますか。

行財政改革推進室主幹

今現在の今説明いたしましたけども、支所が昭和32年の建設ということで、非常に老朽化していると、雨漏り等も生じているということで、その施設の移転ということで、今現在、協議検討をしているところでございます。公民館につきましても庄内支所周辺の施設、今の現在の公民館の場所的なもの、距離がございますし、利便性というものもございますので、そういったところを中心に、協議検討をしているところでございます。

川上委員

あとは八木山のことを除けば、全般的なことを協議しておるといことなんですね。関連してなんですが、組織替えがあつてますね。3月23日に現行の名称に替わつておるんですけど、その元々の公有財産有効利活用検討委員会の方は関連してですが、どういう活動状況なのか、お尋ねしたいと思います。

行財政改革推進室主幹

ご質問の件でございますが、公有財産有効利活用検討委員会、この委員会につきましては、平成22年の3月29日に当特別委員会で報告いたしておりましたが、公有財産の有効利活用を促進するために、公有財産における譲渡、移譲、貸し付け・貸与等の具体的な検討事項を検討協議するために、平成22年3月23日付で別途、飯塚市公有財産有効利活用等検討委員会を設置いたしましたことから、公共施設等有効利活用検討委員会に名称変更を行つておるところでございます。今現在、この公有財産有効利活用等検討委員会につきましては、管財課の所管となっております。

原田委員

今の庄内支所の関連についてちょっとお尋ねいたしますが、今、地域住民の代表というかたちで委員会が発足しております。その中で、3回ほど確かあつたと思つておりますが、この中でいろんな建物の数が足りない、収容人数が足りないということでですね、庄内の元の商工会館と申しますか、それを何とか取得して、それを使おうということが議題に出ておりました。これにつきまして、各住民の皆さん方も何でそんなものが必要なのかという声が圧倒的に出ておりましたけども、その後どういった検討がなされたか、お尋ねをいたします。

行財政改革推進室主幹

今、ご質問ありました庄内支所周辺施設の委員会というか、地区の住民会議を今年度の5月17日に発足させまして、現在2回ほど、5月、6月と委員会を開催、住民会議を開催いたしております。まず1回目につきましては、その会議の設置、それから、市の方の考え方、実施計画に基づく考え方をお示ししまして、それから、2回目につきましては、そのご意見等をいただいたところでございます。その主なものにつきましては、今ご質問あつたとおり、庄内支所につきましては、先ほどからお答えしておりますが、非常に老朽化が激しいということから、市民サービスの提供に支障を来すことが予想されるということで、近隣の公共施設等への移転を含めて、地域住民の皆さんの意見を聞いているところでございます。この支所の周辺には、支所別館、生涯学習交流館、保健福祉総合施設ハーモニー、それから市の施設ではございませんが、商工会、商工会館等がございます。そういったことから、支所の別館、庄内商工会館の方へ支所の機能を移すことができないかということ、地元の方に方向性を示しながら、検討協議を行っているところでございます。

原田委員

今の答弁になってないんですよ。ですから、それからその経過がどうなってるんですか。そして、何らかの変化があつたんですかということをお尋ねしてるんです。

行財政改革推進室主幹

今、ご質問ありましたとおり、6月にご意見をいただいて、今現在、内部で関係各課集まりまして、検討協議を行っている最中でございます。まだ、こういうふうはその結果を受けてどうしますということまではいっておりません。まだ、今から地元の方にまたその市の考え方を

示していくとかたちになっております。

原田委員

今回の庄内の支所はですね、合併いたしまして初のケースですよ、支所の取り壊しにということ。この取り壊しへということになりますとですね、やはり住民感情というのは、結構なもんがあるわけですよ。その中で、今ちょっと出ました商工会館というのを何でしなきゃいけないのかなというのが本当に出ております。一番大事なのが、例えば今、役所が行革を進めておりますけども、5年後、仮に10年後というのはどういう体制ですか。聞くところによりますと、今4課ありますけど、これ1課体制でやりたいというのは、その方向性も若干あるかと聞いております。逆に、そういう方向性があるのであればですね、当然職員数も減ってまいりますし、何でわざわざ耐震前の古い建物を飯塚市が受けて、維持管理、それまた経費がかかるわけじゃないですか。むしろ、今度は来年の4月からだったと思うんですが、穂波の福祉会館と言いますかね、支所の前の。あれは、社協の方に譲渡するというようなかたちで、所謂固定資産の言ってみれば処分という言い方おかしいんですが、整理があっている最中ですね、そういったものを何で受け入れなきゃいけないのかと、私はそこは強く思うんですよ。当然耐震前の古い建物でございますんで、当然公の建物になれば、耐震ということも考えなきゃいけない。そうしますと、かなりの経費が今後経費増ということが考えられるんですね。そういったこと込めてですね、やはり住民感情損なわないよう、納得できるようなかたちで進めていただきたいと、もう愚図愚図は言いませんけど。それだけひとつよろしくお願いします。

川上委員

使用料等受益者負担検討委員会についてお尋ねします。いただいた資料の5ページに行政コスト計算書作成というのがありますけれども、この行政コスト計算書とはどういうものなのかお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

使用料等受益者負担の検討委員会ということで、今、現在というか、使用料、減免とか、そういった考えの基礎となる行政コスト計算書というものを各施設所管課において、作成していただいております。これにつきましては、行政が行っておりますコスト費用、それ以外にもですね、原価償却費、それから全体に関わってきておりますけども、この施設にどれだけ人件費が投入されたか、そういったものまで含めてトータルのコストをこの施設に関わる費用として捉えるものでございます。

川上委員

ごみ袋はですね、ごみ処理経費の3分の1ぐらいを税金の他にごみ袋代で市民に負担していただこうというのが、ポンと出たりするわけですね、今27%ぐらいじゃないかと思うけれども。それ自身もおかしいんですよ。だけど、先ほどはこの行政コストというのは、受益者負担を考える、或いは減免を考えるうえでの基礎となると言われたと思うんですけども、果たしてそうなのかなと思うんですね。何度も言ったことがあると思いますが、公共施設というのは地方公共団体、地方自治体の本来の役割である住民福祉の増進を図るための拠点という、センターということだと思っておりますよ。それにどのぐらいの受益者負担が必要なのか、必要でないのかというのはね、そこの維持経費にどのぐらいかかるかは、本来言えば、無関係なんですよ。そのコスト計算しておくこと自身は、出来るだけ節約に努めるという意味では、意味があるかもしれないと思うんですけども、それから計算して行って、受益者負担をいくらまでがいいとか悪いとかというのは、基本的に違うのではないかなというふうに思っております。今後のこの検討委員会のスケジュールはどのように考えておられるか伺います。

行財政改革推進室主幹

今、ご質問のコスト計算書を現在というか、3月まで中身をチェックしてきたところでございますけども、非常にかんがりの事務量というか、非常に細かい計算でかんがりの施設がございま

すので、その計算にかなり手間かかって、進んでいないところがございます。その後、このコスト計算書とは別にですね、使用料受益者負担に関する一定の方針、基本方針を策定しまして、このコスト計算書で出された施設種別ごとの施設の使用料がどうなのかというのを今後検討をしていきたいと考えております。

川上委員

流れの方は大体見当つきましたけども、児童クラブの利用料を齊藤市政の1期目挙げきらなかったのが、非常に残念というようなニュアンスの言い方をされたことがありますね。それから、保育料だって見直さないといけないというような話がありましたね。それで、私は先ほど言ったように、その行政コストの計算をしておくことは大事だろうと思います。しかし、そう慌ててね、課長が今職員の仕事をしている時代に、慌ててやる必要があるのかと、無駄な事務にならないようにせないかんと思うんですね。それと、先ほど言ったように、使用料と受益者負担というのは、私は基本的に無関係だと思うわけです。それでむしろ、市民の経済苦がどのように進んでおるのかとかね、いろんな滞納がどのように進んでおるのかとかね、そういう市民の生活実態、それから、その公共施設を使用しなければならない背景というか、そういった必要性というか、そうしたところをよく研究するところから考える方がベターではないかなというふうに私は思っています。

次に、内部検討組織の学校再編整備複合化多機能化検討委員会なんですが、構成メンバー、活動、検討状況は大体大枠のところが分かりました。そこで、3、4点お尋ねしておこうと思うんですが、1つは、昨年9月教育委員会に学校再編整備の素案の叩き台が出されたという答弁がありました。それは、この表の5ページ、6ページに検討委員会の活動状況があるんですが、この素案の叩き台は、どの会議で検討して、最終的に教育委員会に持ち込もうということまでできたのか、お尋ねをします。

学校施設等再編整備対策室主幹

今まで9月の始めに教育委員の皆様へ素案の叩き台を示したというふうな答弁をいたしております。これは、学校の再編整備を考えるうえで必要な学校の歴史とか、児童数、今後の児童数・生徒数の推計、その他学校施設自体の耐用年数とか、耐震補強工事が必要かどうか、その他諸々の学校の沿革も含みまして、資料を作成しております。それを策定を行ったうえで、ある程度こことこの学校が校区的に近いからこのような考え方がいいんじゃないかというような内容の全くの叩き台を示しているところがございます。その時に出した内容につきましては、学校のみ再編整備の資料等ございまして、複合化多機能化検討委員会におきましては、これに公民館とか、地区のその他の施設等を一緒にしたらどうかとかいうような検討を行なうので、具体的に、この検討とその素案とはつながっておりません。

川上委員

そうすると、その素案の叩き台はこの検討委員会では検討していないということなんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

この複合化多機能化検討委員会におきましても、学校の先進地の視察等々も行っておりますので、一連の流れの中で、そのような検討は行っております。

川上委員

ですから、素案の叩き台については、検討委員会で検討していないというか、話し合っていないということなんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

その時出しました素案については、この複合化委員会では検討いたしておりません。

川上委員

提出資料の3ページに検討委員会の構成とワーキンググループの構成まで書いてあるんですね。かなり網羅的分野としてはなっているんだけど、ここで、素案の叩き台を検討しなかった

のは何故ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほど答弁いたしました、この再編整備多機能化検討委員会につきましては、ちょっと表現がまずいのかもかもしれませんが、随時ですね、いろんな公民館と学校を併設する。具体的に申しますと、どこそこ公民館とどこそこ小学校と建て替える時に併設したらどうかとかいうような流れでは、随分検討してまいりました。先ほど言いましたように、9月にお示した資料等を出す段階では、この多機能化検討委員会で具体的に、この案で素案を出しますという検討はなされなかったということでございます。

川上委員

だから、それは何故でしょうかと、3ページの資料を見ても所掌事務が5点書いてありますでしょ。一番に書いてあるのがね、学校の再編整備計画に関することとなってるんですよ。話合わなかったということが分かりました。分かったけど、それは何故かと、所掌事務の一番上に書いてあるのにね、どうして話し合わなかったのかということは今聞いてるわけですね。

学校施設等再編整備対策室主幹

この再編整備複合化多機能化等検討委員会につきましては、公共施設のあり方に関する第一次実施計画において、方向性を示しましたものにつきまして、耐震補強工事及び大規模改造工事を実施するときに、特定の公民館でございました公民館等を併設することは是か非か、可能か等の検討をいたしておりました。二次計画に向けての教育委員会独自の再編整備計画については、この検討委員会においては行ってないということでございます。

川上委員

そしたら、この提出資料間違いですか、これは。3ページの1番最初にね、学校の再編整備計画に関することと書いてますね。しかもね、あなた方は7月22日昨年の、福岡市の照葉小中学校まで視察に行ってますよ。この小中学校は、複合化やってないでしょ。小中一貫施設一体型だけでしょ。ちょっと変じゃありませんか。

学校施設等再編整備対策室主幹

照葉の件はちょっと後ほどお話をするとして、今後ですね、教育委員会で素案を策定しましたので、今後は、第2次実施計画に向けまして、その他の施設、先ほどから言っています公民館とか図書館等を含めましてですね、この委員会で検討するというスケジュールになっとなります。照葉につきましては、頼田の小中学校の設計等の検討も入っておりますので、これにはですね、公民館とか頼田図書館ですか、等の併設も検討しておりましたので、この7月に照葉の小中学校に関係者で先進地視察に行ったということでございます。

川上委員

とうとう所掌事務の一番に入っているのに、素案の叩き台を議論しなかった理由を答弁されませんでしたね。教育長は関わりがあるんですか、これに。

教育長

学校再編の素案策定につきましては、教育委員会会議で教育委員の皆さん方の意見を総合的に整理しながら、固めていくものでございます。これはもうご承知のとおりでございます。その検討資料としての様々な学校の沿革ですとか、学校のハード面での今の現状、それからソフト面での今の現状をお示したものが素案の叩き台でございました。ですから、そこで検討材料として提示したものを教育委員会会議において、第2次の実施計画に向けて方向性を打ち出すという作業が優先されます。それでまた方向性が定まってないものをこの学校再編整備複合化多機能化検討委員会で審議することは、教育委員会との関係において望ましいことではありませんので、あくまでもこの検討員会におきましては方向性が固まっております第1次実施計画を基に複合化や多機能化、それから小中校舎一体型の構造はどうすべきかというようなことについて話し合いを重ねていった次第でございます。

川上委員

教育委員会は、市長部局のこの検討委員会に秘密に素案のたたき台をつくって教育委員会議に出したということを言われました。違いますか。

教育長

教育委員会の役割は、学校教育の方向性をどうすべきか、そして再編についての特にソフト面での考え方をどうするかということを決定すべき機関でございますので、秘密にということなどは考えておりませんし、そうはなっておりません。今回のように、表に出せるような素案になった段階で、それぞれの検討委員会やこのような特別委員会において御審議いただくということが正しいやり方であるというように考えています。

川上委員

素案のたたき台には、公民館やそれからその他の支所とかおまけがついてくることをその教育委員には示さないでいったということでしょう、9月の教育委員会議には。ところが、市長部局の方はおまけをつけることを前提にしようとしたわけでしょう。しかし、教育委員会にはそのことを示さないで審議をしてもらったと、だからこういうことにならないですか。市長部局にはこういう検討委員会はあるのに、それを無視して一部だけを素案のたたき台を教育委員会内部だけ作って、市長部局に言わないで秘密に教育委員会に諮った。しかし、それには実はおまけがついてるわけでしょう。多機能化、複合化が。ところが、それについては教育委員には言わなかった。両方に対してまともなやり方じゃないと思うけど、教育長そう思いませんか。

教育長

これ公共施設等のあり方に関する計画をどうすべきかですが、教育委員会としては小学校や中学校の正しい教育のあり方を今後どうするかということが一番の柱でございます。その上で、他の公共施設を併設したり、多機能な多くの機能を持たせることが教育的にどうかということとその次に考えます。当然、それぞれこの検討委員会で、先ほど再編室の主幹が答えましたとおり、どここの中学校区ではこのような複合化や多機能化が望ましいでしょう。しかしながら、学校の実態や地域の実態を考えたときに、別の中学校区ではそうでない違った形の方が望ましい、そういうことも十分にあり得ますから、それも想定の上個別に検討を行っておりますし、今後もそうすべきものだというように考えています。

川上委員

結局、市長部局には素案のたたき台の内容については明らかにしないままやったわけでしょう。そして教育委員さんの方には、この学校にはこういうおまけがついてきますよということを明らかにしないまま審議したんでしょう。それはそうなんですよ。

学校施設等再編整備対策室主幹

素案を示して、その後12月までの間に5、6回、その後年明けでも教育委員会会議、本会議、臨時会で協議してもらっていますが、その審議をしてもらう過程の中で今後先ほど教育長が申しましたように学校教育的配慮の中で検討した上に、今後公民館等の複合化等の検討が必要になりますという説明は十分にいたしております。

川上委員

寄り道するけども、教育長答弁されたんで、そういう階段式の学校施設整備はできないでしょう。小中学校をこうやって2つも3つも一緒にしますよと、そのときに支所が入るということも考えてますと、公民館もそうですよという話になってきたら、最初からそのことを含めて検討するのが普通じゃないかと私思いますよ。先にどこを引っ付けましょうという話して、その後公民館が入ったらどうでしょうかとか、そういう話をするのはちょっと変ですよ。しかも、それを先ほど言ったようにこういう検討委員会作っておきながら、所掌事務の第一にあがってるじゃないですか。そういうものもあるのに、秘密にやっていくとはおかしいと思います。それで、照葉小中学校の視察の目的、成果をお尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

福岡市立の照葉小中学校は、香椎浜に新設されました福岡市で最も新しい学校でございます。今後福岡市内で最も児童生徒数が増えると予想される学校の1つあります。その新設をする際に、小学校、中学校、今現在は児童館もございますが、小中一貫連携教育校として成り立っております。実際は、その学校で行ってるカリキュラム等を見せてもらいましたけども、一般的にいう小中一貫教育校でございますして施設の一体型になっておりました。その中で、穎田小中学校の設計にあたり、そのヒントやそこで既に学習、教育を行っておりますので、校長や教頭、その他先生方にメリット、デメリットをお聞きして、今後の飯塚市の小中一貫教育に役立てるといような目的で参っておりますし、特別教室の低学年とか中学校の利用の仕方等のアドバイス等も受けてまいっております。

川上委員

あなた方が視察に行ったとき、子どもたちの人数は何人でした。

学校施設等再編整備対策室主幹

すいません、本日資料を持ち合わせてませんが、各学年1クラスずつだったと記憶しております。

川上委員

私も調べてみて、あなた方が行く1年前の数字だけ325人と、それで半分が市内なんです。福岡市内。4分の1が福岡県内、4分の1が県外からの転校ということなんです。それで一定の収入水準がないところには来れません。みんなアイランドに引っ越してくるわけだから。それで、先ほど福岡市内で一番大きい学校になるでしょうと言われたけど、その根拠はありません。それで穎田の小中学校のことを考えるのに、こういう特別なところを見に行くという理由がわからないわけですよ。穎田の環境に似たところとかね、穎田の環境の中で小中一貫を入れたところが他にないんですか。アイランドシティというのは、1兆円くらいかけて今つくってるところなんです。4900億円くらいかけてるんですよ。地面だけで。だから、もの凄い高い土地なんです。売り出しきらないから、学校つくってみたり病院を持ち込もうとしてみたりね、大問題になってるところですよ。穎田のことを考えるのに、そういったところを見に行ったという発想がわからないわけですよ。小中一貫だけで見たのですか。子どもたちの生活環境だとか、そういったことも含めたようには聞こえませんでしたけど、小中一貫校というだけで行ったんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

県内に、照葉を含めまして宗像市の大島とか他にもございますが、まず施設一体型の小中一貫校はすくのうございます。その中で照葉のみ視察に行ったというわけではございませんで、佐賀市内にあります穎田小中学校と同規模の学校にも視察に行っておりますし、その他県外です、東京都やその他の地区にも行ってございますし、ことしもそういうところに視察に行くようにしているところでございます。照葉だけに行ったということではございません。

川上委員

そんなことは聞いてないんですよ。なぜ照葉に行ったかを聞いたわけです。

学校施設等再編整備対策室主幹

照葉につきましては、先ほども言いましたように市内では最新にできました小中の一体になった学校でございましたので、参考になるとして視察に行っております。

川上委員

穎田は、複合化、多機能化ということなんです。照葉は公民館とか社会教育施設が合体になっている学校ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

私どもが行ったときは、児童館が併設されておりましたし、学校の敷地の一角でございませ

たが、公民館も存在しておりました。

川上委員

頼田では合体じゃないですか。合体でしょう。だから全然違うじゃないですか、施設としては。複合化、多機能化の小中学校は見に行かれましたか。

学校施設等再編整備対策室主幹

熊本市の方に五福小学校というのがございまして、そこには支所機能が併設されておるようなところも視察しております。

川上委員

田子森部長が責任者ですかね。このときの印象はどうでしたか。

生涯学習部長

私は責任者ではございません。

川上委員

社会生涯部長やないんですか。

生涯学習部長

そういったところに私は視察に行っておりません。

川上委員

複合化、多機能化を言ってるわけでしょう。公民館とか学校施設にくっつけようと社会生涯は関係ないんですか。

生涯学習部長

私の方に関係のある施設でございますが、私は視察に行っておりません。中央公民館長が行っております。

川上委員

あなたが行かなくて、教育委員会として行ったわけでしょう。報告を聞いたでしょうも。社会教育施設が一体になってるところに行ったんでしょう。そのレポートを受けたんじゃないですか。レポート受けてないんですか。

中央公民館長

これは昨年の4月の終わりでございますが、熊本市と小郡市に視察に一緒に行かしていただいております。そのときの熊本市の五福まちづくり交流センター、これにつきましては4階建てだったと思いますが、学校の横に公民館施設あるいは支所、市民センター的なものが1階に併設されておりまして、都市型の複合化施設ということで認識させていただいております。小郡市の場合は、望ヶ丘というところに参りまして、ここは一応セキュリティー的なものについて参考になるのかという感触は受けてまいっております。

川上委員

6月に小中学校再編整備計画素案が出されたんですけども、そして8月の16日から説明会をするというんですね。意見を市民からお聞きするという場面が今までもあったんじゃないかと思うんだけど、地元に行ってお話を聞いたというのはありますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

いくつかの小さなグループに御説明に行ったこともございますし、またこちらの方に出向いて来られたこともございます。またPTAあたりにも説明に行ったりはしておりますが、今回のような規模の説明及び意見聴取の会としては8月16日から開催するのが初めてでございます。

川上委員

筑豊の方で、先日内野小学校の問題について住民の皆さんから意見を聞く場面があったんでしょう。そのときどういう意見が出てますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今御質問の会議につきましては、筑穂地区の自治連合会議のことだと思いますが、その席におきましては内野小学校につきまして素案を出す前に、自分たちの意見をなぜ聞かなかったのかとかというような御意見もございましたし、説明としてはこの素案をもとに十分意見を聞いて今後最終計画を立てるといようなお答えをしておるところでございます。

川上委員

要するに、住民が主役じゃなくて、教育委員会が主役になった素案じゃないかという趣旨じゃないんですか。この計画の素案の言葉使い見てもそうなるでしょう。上から目線ですよ。ずうっと隠し続けて、上から目線でポンと出てくる。そして8月16日からやるのは、市民から意見を聞く場面じゃないんですよ。説明会なんですよ。これは説明会なんですよ。説明会と住民の意見を聞く場は、どういう違いがあるんでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今までも説明会と言い方をしておりますが、この説明会についてのご説明の際に、素案についての御意見を聞く場所ですということは今までも答弁してきております。先ず説明会という言い方につきましては、アンケート結果の報告も必要でございますし、素案についての報告も必要ございましたので、説明会というような名称を使っておりますが、中身については改めて素案についての意見を聞くというふうに認識しております。

川上委員

整備計画が決定文書なら100歩も200歩も譲って説明会ってこともありうると思いますよ。案でもない、素案なんですよ。なんであなた方が素案をね、地元説明会とか言えるんでしょうか。前文の最後を見てくださいよ。またこの素案に対する市民意見も募集しますでしょう。聞いてどうするんですか、これは。聞いてどうするとか何も書いてないでしょう。裏に少しあるくらいで。だから、これはこのままいくんですか、地元説明会で。もう少し素案なんだから、市民の意見を聞いて、住民の皆さんの意見を聞いて、そして何年がかりでも住民合意を図りながら進めていくという発想に立つべきじゃないんですか。10月か11月にはもうまとめ上げますので説明してきますねと、言いたいことがあったら言ってくださいと、9月10日までですよと、一応あなた方の意見とそれに対する回答はつけて出しますよというくらいでいいのでしょうか。答弁求めます。

教育部長

お手元に回覧カッパ案、飯塚市立小中学校再編整備計画素案地元説明会といったタイトルの裏側に意見募集に対する案という形にしております。日程等につきましては、8月16日以降9月2日までの間で各中学校区で実施したいと考えておりますが、この文言等につきましては今の御指摘を受けまして若干の修正をかけたいと思っております。またこの裏面でございますが、意見募集の裏面の4のところに書いてありますが、提出された意見、提案につきましては考慮して策定をすすめるとともに、この素案でございますけど、教育委員会の考え方を整理して公表すると書いておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

川上委員

8月18日に鎮西中学校、蓮台寺、潤野、八木山小学校でしょう。鎮西地区の小中学校を一本化しようという話なんですよ。これに支所も一緒ですと、公民館も一緒ですと、それから学童保育だって1つにするってことでしょう。児童クラブ。1日だけしか予定してないじゃないですか。このスケジュールから言えばね、1回聞いてどんな意見があるかと、あなた方が気にいった意見は入れるかもしれないけど、第2次実施計画載せてしまいますよというスケジュールでしょう、違いますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

この件につきましては、共産党の楡井莞爾議員からも度々御指摘を受けておりますが、今回まず12の中学校区で説明会をするようにしています。今までも御答弁してまいりましたが、

この中で地域的にその説明会によりつき難いところや特定の地域、具体的に申しますと八木山地区とか、内野地区とか、高田地区とかは、これに加えてこちらからも説明会を実施しますし、またその他の地区につきましても要望があれば小規模単位でも意見を聞く場を設けたいというふうに考えているところでございます。

川上委員

それくらいのことじゃないと思うんですよ。やっぱり、学校の再編統合だとかね、言葉は再編とか統合とか言うんだけど、無くなるわけでしょう。潤野小学校だって、百何十年の歴史があるんでしょう。地元から言われたかもしれないけど、そういったところがあなた方の船の運び具合で無くなるようにしてるわけでしょう。そして条件があるときには、存続を認めてあげるけど、条件がなくなったら無くすんですよ、そういう本当に上から目線の文書ですよ。そして今要望があれば受けますとかどこに書いてるんですか。何も書いてないじゃないですか。あなた方には、とにかく2次実施計画に載せなければならぬという、それから逆算してるだけでね、これでも1年間延ばしたんですよと言われるかもしれないけど、当たり前な話でね、だから私はこういうお尻を切ったような形でじゃんじゃんやるようなやり方は絶対禍根を残すと思います。教育長は、児童クラブが蓮台寺小学校と潤野小学校と3つの学校が一緒になった場合に、どういう状況になると思いますか。検討しましたか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:59

再開 13:00

委員会を再開いたします。

児童育成課長

潤野、蓮台寺、八木山小学校が統合された場合、児童クラブはどうするのかという、どうなるか検討したかという御質問につきましては、現在のところ検討いたしておりません。今後検討していきたいと考えております。

川上委員

だから教育委員会が、検討委員会があるにもかかわらず、そこに何の提示もしないで素案のたたき台とかいうのを作って、10ヶ月くらい経ってるんだけど、だから児童育成課長が今のような答弁になるんじゃないですか。これから検討しますと。検討して難しいということになったら、教育委員会は見直しますか、この素案を。鎮西中学校中心に小中学校施設一体型、支所、公民館もつけたようなものやめるといふふうになりますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどから御答弁申し上げますように、この教育委員会で策定しました小中学校の再編整備素案につきましては、教育委員会サイドで策定したものでございまして、今後公共施設等の第2次の実施計画に向けて関係各課と協議しながら最終的な2次計画を策定していくということで考えております。

川上委員

何があるかと突き進んでいくということなんですね。だから、あなた方はそのために昨年の素案のたたき台を作ったときでも関係課長とかに見せなかったんじゃないんですか、わざと。あえて。だから、教育長さっき聞いたでしょう。児童クラブが1つになった場合どういう事態が生じるのか考えたかと、教育の内容ですから言うけども、学校施設の関係からいうとそれだけでは終わらないでしょう。放課後児童育成についても関わりがあるじゃないですか。考えてないでやってることでしょう、今までは。教育長どうですか、考えてないんじゃないですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

第1次実施計画の中にもありますように、それぞれ学校の再編等が決まったら、それぞれの児童センター館の今後のあり方等を決定するというふうに1次計画でもうたっておりますし、先ほどの答弁と若干異なるかもしれませんが、常々学校が再編した場合に児童センター、例えば蓮台寺小学校の児童センターがぼつんと1つ残るといったようなことはありませんので、そのへんのところの検討はしてこられたと考えております。

川上委員

検討してきてないと答弁してるじゃないですか。だから、今度の広域という点で言えば鎮西中学校を中心とする、それから幸袋中学校、それから穂波東があるでしょう。この児童クラブのことについても、何も考えてないということがわかったでしょう。こういう状況の中で、1回だけ説明会をして、多少の意見は出るかもしれないけれども、お話を聞いて秋には2次計画をまとめてしまうというやり方は余りに拙速と指摘をせざるを得ないと思います。これについての質問終わります。

委員長

川上委員、引き続きどうぞ。

川上委員

次にPFI導入検討委員会について何点が質問します。この間何を検討したのか、ポイント的なところをお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

PFI導入検討委員会でございますけども、21年の5月にこの公共施設全般についてとPFIとの関わりと言うよりも、公共施設全般についての取組みについて、実施計画をもとに御説明を委員会の立ち上げでしています。それから、8月にPFIの研修会ということで、PFI業界の方から研修会を開催していただいております。それから、この前後でありますけども、PFIに関するさまざまな検討を、それから研究というのを総合政策、それから行革ともに検討してきているところでございます。

川上委員

今後の予定はありますか。

行財政改革推進室主幹

今後につきましては、さらに研究を重ねてきてはありますが、また今年度につきましては9月以降に研修会等を開催する予定でございます。

川上委員

それで、このPFI検討委員会のメンバーには、教育委員会の関係のメンバー入っていますね。教育総務課長、教育施設課長、学校教育課長、学校施設等再編整備対策室主幹、ワーキンググループにももちろん係長及び補佐が入ってあるんですが、公立学校整備に関わって何か検討したことはないんですか。

行財政改革推進室主幹

具体的に公立学校の学校について、このPFIを導入するとか、そういうことについての具体的な検討は行っておりません。

川上委員

文部省が補助金を出しますよということ言ってるでしょう。20年の4月1日時点でも、34事業でPFI事業の実施方針が公表されていると、それで文部科学省としても公立学校施設整備にPFIを用いた場合でも従来手法と同様の国庫補助を適用するとともに、地方公共団体において特に喫緊の課題である公立学校の耐震化を迅速に進めていただけるよう云々というようなことは書いてありますね、ホームページに。PFI導入検討委員会は、公立学校の整備について1度もこのことについて検討していないんですね。どうしてですか。

行財政改革推進室主幹

研修等では、耐震化等の研修を私どもが受けておりますが、具体的に検討という形では行っていないのが現状でございます。

委員長

私はあまり日本版PFIというのはよろしくないと思ってるんです。しかしながら、国がこれだけメニュー揃えて国土交通省も言ってる、総務省が言ってる、文部科学省も言ってる中で、PFI導入検討委員会が立ち上がってる。この中には、当面該当するものとしては公立学校でしょう。国の考えから言えばね。なのに、あなた方が1度も検討していないと、それはなぜかということを知っているんです。

学校施設等再編整備対策室主幹

公立学校のPFIにつきましては、2年前8月だと思いますが、千代田区の方にお話を聞きに行ったことはございます。そのほかにも研修会等にも参加いたしております。その中で、学校につきましては、実績もまだ少なかったというのもありましたし、PFIというのが建設後の管理等の委託契約等も含めて行うというのが基本でございまして、それが公立学校になじむかということの疑問がございました事から、内部的にはたびたび方向性は検討しましたが、先ほどからご質問のPFIの検討委員会で正式な検討はなされてないということでございます。

川上委員

もう事前になじまないという判断をしたので、導入検討委員会では議論していないということなんです。そうすると、今後の再編に伴う施設建設については、もうPFI導入はあり得ないということになりますけど、そういうことでいいですか。

行財政改革推進室主幹

今鋭意検討研究をしております。そして今学校再編整備対策室主幹が申しましたとおり、私どもも行革と学校再編整備とを一緒に今のような形でPFIを活用した学校にも行っております。今後、学校再編整備に関しての実施に向けてPFIということにつきましては、今後とも検討はしていきたいと考えております。

川上委員

今まで検討してないのだから、無理に検討しなくともいいんじゃないかと思うんだけど、今からでも検討するというのは、なぜそう思われるんですか。教育部長はどう考えてあるんですか。あまり関係がないですか。

教育部長

PFI導入検討委員会につきましては、去年の8月が最後で1年間経っておりますが、基本的なまだ素案の段階でございますので、学校再編整備自体がまだ素案の段階でありますので、いろんな御意見を拝聴した中で正案になる時点でいろいろなPFIを含めた検討を今後していきたいと、行革推進室とあわせてですね、そういうふうには考えております。

川上委員

そうすると、この1年間PFI導入検討委員会があるにもかかわらず、何の検討もしておらんということから言うと、自己矛盾がありますね。ありませんか。それで私はPFIというのは、地方の公共施設を造ることにはなじまないと思います、私も。だから、この導入検討委員会は凍結したらどうかなと思うんです。これについては、質問を終わります。続いて、小学校中学校の学校再編について、先ほど住民の意見をきちんと聞いて、そして合意の下に一つ一つ仕事をしていくというやり方になってないんじゃないかと、市の教育委員会、それから市長部局との情報交換、連携プレーもできてないというふうに言ったんだけど、危惧を表明したんだけど、鎮西中学校、八木山小学校、蓮台寺小学、潤野小学校の関係なんだけど、子ども的人数、クラス数、それからこの際通学方法などについて、どの程度まで検討しておるのか、お尋ねをいたします。

学校施設等再編整備対策室主幹

蓮台寺小学校、潤野小学校、八木山小学校、それぞれ今現在の児童数でございます。蓮台寺小学校が311人12学級、潤野小学は336人12学級、八木山小学校が39人5学級でございます。これを合計して一貫校で小学校部としますと、人数が合計の647名、学級数は総学級数で20学級となっております。通学方法につきましては、素案の中にも若干書いておりますが、例えば八木山地区などはスクールバス等の検討をしたいと考えているところでございます。

川上委員

それで、先ほどの質問の続きになったら申し分けないんですが、児童クラブの子どもは何人になりますか。

児童育成課長

潤野児童クラブが71名、蓮台寺児童クラブは90名、八木山につきましては児童クラブございませんので、ちょっとわかりませんが大体5名程度ではなかろうかと考えております。

川上委員

児童クラブの適正規模という、このくらいの人数がだいたい子どもの安全を確保できるという、そういう人数は何人と思われませんか。

児童育成課長

国が示しましたガイドラインでは70名までというのが示されておりますが、適正規模となれば40名から50名が適切ではないかと考えております。

川上委員

そうすると教育長、児童クラブは4クラスぐらいになるんですね。こういうことは検討してないでしょう、これまで。だから締めくくりますけど、その他にも教育の内容とも言われるんだけど、それは当たり前です。子どもの安全とか地域との結びつきとか、さまざまに検討することが山ほどあったはずなんです。そういうのをこの1年間、関係の検討委員会があるにもかかわらず、こういう方向で考えてますというのは秘匿してね、もちろん地域にも保護者にも秘匿して、秘密主義にやっこられた。今から3カ月、4カ月ぐらいの間に決めてしまうと、こういうやり方が妥当でないことは明らかですよ。だから、私は教育長も代わったわけやから、考え方も変えてしまうと、そういう決めて伝えるみたいなやり方はね、そういうふうに変え直してもらいたいと思います。あと幸袋中学校区の問題とか、穂波東中学校区の問題についても質問がありますけど、また別の機会にそちらもよく用意してもらった上でやりたいと思います。これについての質問は終わります。

委員長

続いて川上委員に質疑を許します。

川上委員

続いて、幼稚園の統合の問題について進行状況をお尋ねします。

学校教育課長

幼稚園の統廃合につきましては、1次計画に示されておりますとおり3園を1園に再編整備するということが計画が出されておりましたが、委員会としましては公立の幼稚園を1園にした場合の問題点についてこれまで検討してきております。まず第1は、障がいを持った子どもたちの就園が難しくなるんじゃないかということ。次に、1園にした場合私立幼稚園に子どもも出てきますから、それに対する経済的負担の問題、あるいは市として幼児教育の提示についての問題について検討してきております。第1の問題につきましては、幼稚園の場所にもよりますが、その子に応じた教育を実施すれば解決できると考えております。次に、経済的負担に関しましては、就園奨励費の適用を考えております。最後に、幼児教育についての内容等につきましては、公立幼稚園と私立幼稚園の内容が余り変わらないように思っております。そういうことも検討してきております。

川上委員

そこまでしか考えてないんですか。学校教育課長は、引き継ぎができてますかね。旧飯塚市が幼稚園統合したときのメリットだとかデメリットだとか、それを踏まえての答弁ですか。

学校教育課長

旧飯塚市内で3園を1園にした時の議事録等については、読ませていただいておりますが、それを踏まえて検討したかというところ、そこまでは考えてなかったように思います。

川上委員

3園統合すると、経費的にはどれくらい縮減できるんですか。

学校教育課長

今資料がありませんから、きちっと説明できませんが、今資料手元に置いてございません。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:23

再 開 13:25

委員会を開会いたします。

学校教育課長

公立幼稚園を再編前と再編後のコスト計算でいきますと、対効果額は3581万478円となっております。

川上委員

それをあと半年で決めようとしてるんですね。どういうスケジュールであと決めていくんですか。

学校教育課長

先ほど申しましたのは公立3園を1園にするということやってきておりますが、ただ今のところ国の動向が随分変わってきておまして、本年の1月29日に少子化社会対策会議決定というところで、子ども子育てシステム検討会議というのが始まりまして、そこから数度の会議を重ねて、その後本年6月25日に子ども子育てシステムの基本制度要綱というものが出されております。その案を6月25日ですが、その後検討した結果、保育所、幼稚園、認定こども園の垣根を取り払ったこども園を今後進めていくというようなことを23年度から国会の審議に入り25年度に試行するというようなことが書かれております。ですから、今のところ学校教育課としましては、国のそういった動向も踏まえて今後の公立幼稚園のあり方を再度検討しなくてはならないと考えております。

川上委員

ではこの第1次実施計画は凍結する、撤回する、どちらですか。

学校教育課長

1次計画の計画につきましては、すべて撤回するとかいうことではなくて、すべてひっくり返して今後新しく検討していくことになるかもしれないということでもあります。

川上委員

撤回でもないし凍結でもないけど、見直すということなんですね。

学校教育課長

そのとおりでございます。見直していくことになると思います。

川上委員

私は認定こども園の問題については疑問を持っています。見直すというのであれば、こういう拙劣なやり方で3581万円という数字も出てきたけど、金を削るために幼稚園を1つにしようという発想から出発した実施計画そのものをそこから見直すと、国の動向が動いてるから見直すってんじゃないでなくて、金削るために幼稚園を1つにしますという発想を見直すということ

が大事だろうと思います。続けていいですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:29

再開 13:30

委員会を再開いたします。

教育部長

先ほど学校教育課長が見直すというような発言をいたしております。現時点では、3園1園統合につきましては22年度中までに決定するというふうな方向性を1次計画に出させていただいております。現在、先ほど学校教育課長が申しましたように、いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園のあり方自体、いわゆる就学前児童の教育を含めた全体のあり方自体が大きく見直されようとしておりますので、現在その動向を踏まえながら鋭意いま1次の方向性に向けて検討しておりますけれども、時間的にお示しできるようなスケジュールはないというのが現実でございます。ただ、国なりそういった動向をまだ一時見守らせていただきたいと考えておるところでございます。

川上委員

次に、41ページの図書館、公民館図書室、穂波館及び穎田館について。穎田館の廃止議案が市議会で否決されました。それでこのことについて、どう考えておられるかお尋ねします。

生涯学習課長

さきの議会で穎田図書館の条例改正が否決されたわけですが、今後穎田小中学校の再編と合わせ、学校に公民館などの施設が併設されることになれば、学校図書館との関係も当然出てきます。このようなことも考慮した上で、図書館として新設するのか、公民館図書室として新設するのかを地域住民や利用者の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

川上委員

図書購入費を50万円もつたいないというか惜しいために、10万円にしたいということで穎田館の廃止議案出したんでしょう。それについて指摘もあった。議会ではそれだけが理由じゃないけども、否決になったわけですね。このことをどう考えておるのかと、重く受けとめておりますとか聞きたいわけじゃないんですよ。どう受けとめてあるのかということを知りたいんです。

生涯学習課長

穎田図書館につきましては、穎田図書館の規模、蔵書数等を考えた中で、公民館図書室へ移行するという考えでございます。

川上委員

要するにですね、議会は多くの住民の皆さんの請願、穎田であろうが穂波だろうがね、図書館として充実してほしいという請願を受けて、紹介議員もおられますけど、請願が提案されて全会一致で可決したわけでしょう。それは住民の意思であり、議会の意思でもあったわけですね。それを百も承知の上で、あなた方は穎田を廃止するという議案を出された、否決された。この形をどう考えるかってことでしょう。反省が要るんじゃないかと思うんですよ。本来ならば、この実施計画そのものを見直さないといけなんでしょう。ところが今お話を聞くと、反省はないですね。やっぱり実施計画にしがみつこうとしている。しかし、この実施計画そのものは半分生命力を失っているでしょう。ということを知りたいと思います。それから59ページの武道館の問題ですね。武道館について考え方、現在どういうことになっておるのかお尋ねします。

生涯学習課長

武道館につきましては、穂波武道館、穎田武道館につきましても、かなり老朽しております

ので、これについては代わりの施設を探して、それを使っていくというような形の第1次実施計画のとおりに進めていきたいと考えております。

川上委員

県立武道館を、嘉穂中央高校跡地に齊藤市長が誘致をお願いしますという要請を県に文書で出してますね。その後どうなってますか。

総合政策課長

県立武道館の誘致に関しましては、質問者おっしゃるように昨年の5月7日に、県内の7武道団体による陳情書及び市長による要望書の提出を行っております。その後、県議会議長が交代されましたので、昨年8月18日に新議長を訪問いたしまして建設に対する要望行動を行っております。

川上委員

県知事宛への要望はしていないですか。

総合政策課長

県知事につきましては、交代等がっておりませんので、そのまま提出をさせていただいております。

川上委員

基本的に何も進んでいないということですか。

総合政策課長

何も進んでないということではないというふうに、私どもは考えております。県議会の方におきましては、我々が要望しましたときに、そのことは十分に把握をしていますというような回答をいただいております。

川上委員

では何が進んだんですか。進んだ点はこれとこれとこれというふうに答弁してください。

総合政策課長

進んだ点をあげろということでございますが、特にそういうことはございませんが、今後も要望活動を続けていくべきというふうに考えております。

川上委員

進んでないと、お認めになられたわけですね。72ページの野球場、健康の森公園事業見直しの関連について、野球場は、そもそも当初の考え方はどういう考え方だったのかお尋ねします。

生涯学習課長

穂波球場それから筑穂球場については指定管理者制度へ、また庄内、潁田の野球場につきましては、その他の体育施設を込めて地区体育振興会に無償貸与する予定で検討を行っております。また、飯塚野球場につきましては、現在飯塚市体育協会と管理委託契約を締結しており、体協及び市軟式野球協会の無償貸与を予定しております。

川上委員

健康の森公園につくろうとした野球場のもともとの考え方は、どういう考え方からですか。

総合政策課長

健康の森公園内の野球場につきましては、目尾地域振興基本計画これを策定したときに、目尾地域の振興を図る、それと市民の健康増進という等々のために整備を図るということで計画に載せたものでございます。

川上委員

規模はどのような考え方だったんですか。

総合政策課長

規模はちょっと把握しておりませんが、ナイター設備が付く球場ということで、総事業費を

12億円を予定しておりました。

川上委員

何人ぐらいが収容できる規模で考えてたんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:38

再開 13:43

委員会を再開いたします。

総合政策課長

平成7年に作成いたしました目尾地域振興基本計画によります野球場の基本方針といたしましては、公営野球場の規模を両翼98m、センター122m程度といたしまして、収容人員を20,000人確保するというようになっております。さらに平成18年に見直しました基本計画におきましては、両翼、センターの長さは変わりませんが、収容人員を5,000人というふうに修正をしております。

川上委員

今回見直して、もう野球場をつくらないという判断に至ってるんですね。それはどうしてですか。

総合政策課長

平成18年の11月に目尾振興基本計画の懇談会、これより提出されました報告書におきまして、新野球場の建設については収容人員5,000人の分でございますが、これにつきましては、飯塚市の財政状況が安定化するまでの間先延ばしすることとすると、なお社会経済情勢等により野球場の建設自体に変更が必要と思われる場合は見直し等も含めて新たに検討委員会を設置し協議を行うものとする明記をされております。この社会経済情勢等の変化、すなわち平成21年2月に策定した公共施設の実施計画上の野球場に係る方向性との整合性も図るため見直しを行ったということでございます。

川上委員

今のは見直しをする背景というものでしょう。もともと野球場は何のためにつくったかと聞いたらですね、先ほど目尾地域振興のためですと言ったでしょう。それからもう1つ地域住民の健康のためと言ったでしょう。そのために20,000人の収容できる野球場があると、12億円かけていると言ったんですよ。それをやめたんでしょう。やめた理由を聞いてるわけですよ。目尾地域の振興を、もう放棄したんですかと、地域住民の健康のことは、もう考えなくしたんですかということになるわけですよ。そういう質問なんですよ、やめた理由を聞いてるのは、どういう理由ですか。

総合政策課長

野球場につきましては、先ほど実施計画にありますように、穂波と筑穂の野球場を残すというようなことございまして、実施計画の中にございます。したがって、目尾の方に野球場は必要はないのではないかということを検討委員会の方に投げかけました結果、野球場の建設については中止をしてよいというような回答を得たところでございます。ただし、野球場がないからといって目尾振興計画自体全く白紙というようになく、計画自体はまた来たるべき時期が来たときには、再度検討委員会、現在の検討委員会の中で検討を行うというふうになっております。

川上委員

20,000人収容の野球場があるのが目尾地域振興のためだと、12年前にそう言ってたわけでしょう。それから、地域の住民の皆さんの健康づくりのために必要だと言ってたでしょう。それが12年経ったらやめると言うんでしょう。なぜかと、地域の方がやめてよいと言

ったからやめますというのが理由ですか。そんなのじゃないでしょう。2つ理由言ったじゃないですか、野球場が必要な理由を、この理由はもう消えたんですか。それを聞いてるんですよ。

総合政策課長

地域振興にかかわるものとしまして、野球場ではなくまた新たな施設なりを検討していくということで野球場につきましては、今回はもう建設を中止させていただいたというふうに考えております。

川上委員

今部長になっておられる諸幹部がだいたい12年前に企画したようなことだと思うんですよ。それで、その部長級の幹部の皆さんの反省がないのか、お尋ねします。

企画調整部長

健康の森の野球場につきましては、先ほど質問委員が言われました2つの観点からいろんな内部で検討して、また外部の地域の方のご意見等も聞きながら計画を立てました。それから平成7年でございましたけど、そういう計画を立ててきましたが、社会経済情勢特に平成18年に1市4町が合併をいたしまして野球場につきましては5つございました。また県営の野球場もございました。そういう中であり方を検討したなかで、目尾の野球場につきましても地域の方に御相談をして、それは取りやめるというふうになったわけでございます。この野球場につきましては、飯塚市の人口規模、利用者等を勘案したなかでは、2つを残したらいいんじゃないかというふうに考えたところでございます。

川上委員

手短に、そうすると反省することはないと、私は反省はないかと聞いたんですよ。課長と同じ答弁された。だから反省はないということですか。反省がないんだったら、反省はないと明確に言ってください。

企画調整部長

反省ということではなくて、今の社会経済情勢等も勘案したなかで、施設を見直したところでございます。

川上委員

だから反省はないということでしょう。反省とは、私は悪かったということだけが反省じゃないんですよ。12年の間、この野球場をめぐって歩みふり帰ってみればいいじゃないですか。流れに任せてこうなったからこうしました、こっちいったらああいうことだからこうしましたと、笹船みたいな話は聞きたくないですよ。市の最高幹部級の人が、そういう答弁では困る。それで教訓はないんですか。

企画調整部長

反省ということではありません、これはちょっと同じ答弁になるかと思いますが、教訓ということですが、今の飯塚市全体のまちづくりを考えた中で、目尾振興にもいろんな部署の声を聞きながら、または地域の方の意見を聞きながら今後も検討を続けてまいりたいというふうには考えております。

川上委員

財務部長、財政サイドから見て反省とか教訓はないですか。

財務部長

この目尾振興計画につきましては、クリーンセンター建設と同時的に地域の振興を図らなければならないということで、地域の皆さんの意見を聞きながら計画をしてまいったところでございます。今企画調整部長、総合政策課長が申しましたように、状況が変化してまいりましたので、その計画がそのまま実行できるかどうかということで、いろいろ地域の皆さんの意見を聞きながら可能な計画の見直しということで現在まで至っております。反省、教訓ということでございますけど、その時期にあった財政状況に合わせた計画と、また地域の皆さんの意見も

大事にしながらこの計画の見直しは取組んでいきたいということで、計画といいますのは皆さんとお約束するというございますので、そのへんで皆さんの意見を聞きながら取組んでいきたいというふうに考えております。

川上委員

財政状況に噛合ったということでしょうかね。財政状況に噛み合った施策をすべきであると、地域住民を大切にしたい施策をするべきであるというようなことを言われたかったんですかね。一応、私もそれを確認しておきます。次に、児童センターについては先ほど学校再編についてのところで聞いてしまいましたので、これを取下げたいと思います。102ページその他の児童福祉施設少年相談センターについて2、3お尋ねします。少年相談センターの、現在活動状況はどういう状況でしょうか。

児童育成課長

飯塚市少年相談センターは、嘱託職員5名を配置いたしまして、関係機関や青少年健全育成団体と連携を取りながら、青少年の非行防止、健全育成のための実施をいたしております。その主な活動内容といたしましては、早朝や夜間、不定期などの補導活動、それから電話、面接による相談活動、有害環境浄化活動といたしまして、書店、刃物取扱店等の立入り調査、白ポストによる悪書回収、シンナー等販売店、取扱い店に対する協力依頼、広報活動といたしまして「補導員だより」や「あゆみ」の発行、それから補導員の研修会などを実施いたしております。

川上委員

本市は青少年係の前任係長を廃して、課長補佐が係長兼任になってますね。少年相談センターと連携とった仕事をする上で、支障は生じていませんか。

児童育成課長

その部分は、課長補佐と課長の私で対応いたしております。

川上委員

1人減ったんですから、それだけ連携がうまくいかなくなってるんじゃないかと思うんですけど、どういうふうにカバーしてるんですか。

児童育成課長

通常の業務は、補導センターにベテランの方がいますし、別段問題はございません。あとは、地域に出て行く夜間補導などは、課長補佐なり私が出向いて回っておりますので、若干大変なところもございますけど、現状でいけるというふうに考えております。

川上委員

私は本来、強化するべきところだと思うんですよ、青少年係は。それを人を減らして、弱体化したんですよね。それで、何とかいけてるという認識を児童育成課長が持っておられるようだ大変だというふうに思います。それで、少年相談センターについては、嘉麻市、桂川町との統合をやめましたね。やめたのはなぜですか。

児童育成課長

現在、嘉麻市、桂川町とも補導事務を職員の方が兼務されており、予算も補導員の方の費用弁償等が主で、広域化すれば当然相談センターの職員の増員が必要となり、それに伴う費用が必要となるので、現行のまま補導活動を行いたいという嘉麻市、桂川町の意向でございました。

川上委員

お金がかかるからやめたというように答弁がありましたね。少年相談センターの機能をきちんと発揮する上で、統合が必要だという判断で統合を提案しておったんじゃないんですか。お金の都合で統合しようということだったんですか。私からすれば、この間指摘をしておりましたけども、一定の人数で少ないエリアをきちんと対応するほうが子どもたちにとっては目が行き届くじゃないですか。広域が必要ならお互いに連携をとればいいわけで。だから、今度の統

合をやめたというのは当たり前のことだと思うんだけど、非常に拙速というのか、わずかなお金の節減のために将来を担う子どもたちのための仕事をおろそかになると分かっている提案したというようなことだったと思うんですよ。分かっても出すというような考え方はおかしいと思います。それから、106ページの高齢者福祉施設社会福祉協議会との協議状況、浴場機能についてお尋ねしたいと思うんですが、まず特別養護老人ホーム桜の園等について、市社会福祉協議会との協議はどのようになっておるかお尋ねします。

高齢者支援課長

社会福祉協議会との協議状況であります。社会福祉協議会と筑穂桜の園をはじめとする施設の移譲等に関する経営シュミレーション等を行う検討会を昨年設置いたしております。検討会では、まず筑穂桜の園と筑穂高齢者生活福祉センターについて移譲に向けての協議を進めているところであります。筑穂老人福祉センターにつきましては、平成26年度末で廃止することとなっておりますので、廃止に伴う老人クラブの会合、ボランティア団体の活動のための代替施設についての検討、穎田高齢者福祉センターにつきましては、平成22年度末では地域コミュニティ団体に貸与することとなっていることから、地域コミュニティ団体の設立に向けて市民活動推進課、社会福祉協議会と連携を図り地元との協議を引き続き行い、早急に結論を出したいと考えているところであります。

川上委員

その協議、検討の中で問題になっている点はこういった点でしょうか。

高齢者支援課長

この移譲の中で今問題になってる分は、22年末で廃止いたします穎田高齢者福祉センター、この経営の受け皿となります地域コミュニティ団体がまだ明確になっていない部分であります。この分につきましては地元自治会長の方と地区社協の方には御相談をしているところであります。一応打診といたしましては、早急に地元としても設立に向けた取組みをしたいというお答えをいただいているところであります。

川上委員

問題点はその位ですか。桜の園の方はスムーズに移譲ということになってるのでしょうか。

高齢者支援課長

桜の園につきましては、起債借入等もありましてその償還の方法、また施設等の課題がありますので、検討会の方で課題として取上げているところであります。

川上委員

市社協としては、伊川の温泉施設まで持たせられている形になっとなるわけでしょう。社協でそういう施設を持っているのは、そう多くはないでしょう。加えて、直営でやってた桜の園を、特別養護老人ホームを押しつけられそうになって大変困ってると思います。それで社協の方から市に対して、少なくともこういう条件をのんでくれというような話はないんですか。

高齢者支援課長

昨年から今回まで、9回ほど検討会を開いておりますが、この部分は財政シュミレーション等を行う実務者レベルの検討会でありまして、この結果数字等をまとめまして、社協におきましては事務局長以上のレベル、経営側と言いますか理事者側の方に上げていただき、市の方としても関係各課との協議をいたしまして、今後ランクを上げてという表現が正しいかどうか分かりませんが、そういった方向性について協議を進めてまいりたいと考えております。

川上委員

社協から要望とか余り聞いてないみたいですね。社協からどういう要望が出てるんですか。

高齢者支援課長

先ほどお答えをしましたが、まだ要望を聞くという部分まで至っておりません。財政シュミレーション等を行なってる状況でありますので、この部分を先ほど申しました理事者側の方に

上げまして、そこで正式に要望等が出てくるかと思います。非公式におきましては、社協の方からは要望と言いますか希望的な意見は聞いておりますが、委員会等で公式にこういう話がありましたという部分については控えさせていただきたいと思います。

川上委員

今何と言われました。後ろの方が聞こえにくかったんだけど、もう一度答弁してください。

高齢者支援課長

まだ具体的な意見要望等が上がってないということでもあります。公式な社協としての見解ではありませんので、公式な場でのお話はまだ控えさせていただきたいと思います。

川上委員

高齢者福祉施設を切るだけ切っていこうとされてるんだけど、これによる経費削減効果が幾らですか。

高齢者支援課長

手元に数字を持ち合わせてないんですけど、潁田の高齢者福祉センターにおきましては財政支援等がありますので、単費で500万円程度、それと筑穂老人福祉センターにつきましては、指定管理料そのものが廃止ということになりますので、全額が削減部分というふうになるかと思います。あわせて、潁田の高齢者老人憩いの家も廃止となりますので約100万円程度が一般財源による削減効果額につながると思います。

川上委員

そうすると潁田で500万円、筑穂で100万円、合わせて600万円ということですか。

高齢者支援課長

恐れ入ります、前回の数値で申しわけないんですが、財政支援分を差引きますと約2000万円程度の財政削減が見込まれます。

川上委員

だんだん何のために仕事をしてるか、わからなくなってくるという感じですね。公的施設の問題を、お金を削ることを最優先に考えていくと本当にわからなくなることじゃないかと思いました。それで、なかなか協議が進まない。相手の要望も非公式な段階でしか聞けていないという状況です。この協議がうまくいかない、どういうことになるんでしょうか。社協との協議がうまくいかない、そういう場合は。

高齢者支援課長

うまくいかないといいますが、うまくいくように誠意努力してまいりたいと思います。方針としましては、筑穂関係につきまして平成24年度までに一定の方向性を決定することとなっておりますので、地元住民の方の意見等を聞きながら、社協の方と十分に協議したいと考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：09

再 開 14：20

委員会を再開いたします。

高齢者支援課長

先ほどの答弁を訂正させていただきます。社協が移譲を希望しない場合には、再度現指定管理者や地域関係団体等と協議を行いながら平成24年度までに民間委譲を含め見直しの方向を決定することとしております。

川上委員

やっぱり課長が答弁を間違うぐらいこの方針は正しくない、実情にあってない方針がここに書いてあるんですよ。やはり、課長が答弁をこのとおり言えなかったというのは当たり前だと思

います。訂正する必要はなかったかもしれませんが、それでやっぱりね、社協が受けきらないというのは理由があるわけでしょう。だから強引に勧める必要はないと、私は思います。まして24年度までにと時間区切って、政権も交代したんでしょう、また交代するかもしれんけど、こういうときにうろたえてどうするんですか。高齢者のこと、家族のこと考えて、本筋で仕事をしていくのが今は必要だと私思います。それから116ページの保健福祉総合施設、浴場機能についてですね。穂波の総合保健センター、福祉センター、庄内のハーモニーホールの浴場機能は、利用時間がもとに戻って利用者から喜ばれていると思いますけど、最近利用状況はどうなってますか。

社会・障がい者福祉課長

お風呂の両センターの利用状況につきましては、今質問委員が言われましたように一時原油の高騰による浴場用の燃料の値上げのためにやむなく浴場利用時間の短縮をいたしておりました。その後原油の高騰もおさまりまして、平常の価格に戻りまして、平常の利用時間に戻しておりますけど、その後は短縮前の状況にほぼ戻っております。

川上委員

皆さん元に戻って喜んでおられるということなんですけど、元に戻ったことによって、いったん短くして、また元に戻したでしょう。それによって民間の施設との競合が強まったというようには感じられますか。

社会・障がい者福祉課長

利用時間の短縮のときには、一時周辺施設の浴場の利用状況を調査いたしましたが、一部嘉麻市のなつきの湯ですか、あそこの利用者が増えたということは聞いております。ただ、この浴場につきましては、民間施設との競合する部分もありますけど、福祉総合センターとしての機能の1つとして公共的施設の浴場として安心して使われてる、またコミュニティの場として使われている面もありますので、特に競合の部分が変わったとかというようなことは、実感レベルになりますけど特に感じてはおりません。

川上委員

市長、今言われたとおり、原油高騰の時にやむなく少し時間を短くしたわけですね。それによって、お客さんが困って民間にかなり流れたというのであれば、逆に言えばその民間との競合関係があったかなと思われそうですけど、主に行ったのはなつきの湯なんですよ。なつきの湯というのは、ご存知のとおりここに書いてある閣議決定にある民間施設とは違うわけですよ。ですから、ここに閣議決定というのは何カ所も出てくるんですけど、意味をなさないということが、何て言うか、わかりやすく言えば意図せぬ社会的実験というのでしょうか。私は分かったのではないかと思うんですよ。本市の浴場機能をもつ施設が、民間と激しく競合するとかいうのはあり得ない、実態にもない。ですから、これは前から言っておったんだけど、今言ったようなことから明らかになったと思うんですね。したがって、私は第1次実施計画の中から浴場機能の廃止を含めて検討というくだりは削除しないといけないと思うんですけど、同じことをよく聞きますけど、改めてそういうような見直しをしないかお尋ねをします。

社会・障がい者福祉課長

今の御質問の件につきましては、第1次実施計画における見直しに当たっての考慮すべき事項の中で、時間短縮の廃止等について利用者や地域住民の意見を聞きながら検討する必要があるといたしております。これは第1次実施計画、これを策定するに当たり、平成20年の3月に行財政改革推進委員会の答申に基づきまして、行財政改革推進本部が策定いたしております本市の公共施設のあり方に関する基本方針の中で、保健福祉総合施設の見直しの方向性として、センター内の浴室については公的関与の必要性を踏まえた中で、開場時間の短縮や廃止等について検討を行うことが示されております。このため第1次実施計画におきましての考慮すべき事項の中で、この方針に基づきまして時間短縮や廃止等について必要性を記載して総合的に整

理検証する必要性があるものでございますけど、その他に利用者が地域住民の意見を聞きながら検討を行うことも必要といたしておりますので、決して廃止を前提としたものではございませんので、御理解をお願いしたいと思っております。

川上委員

行革推進本部の名前が出てきましたけれども、とするとですね、今反省することはないかということになると思うんですよね。これは現課の方が反省するのか、行革推進本部の方が反省するのか、あると思うんですけど、どう思われますか。

社会・障がい者福祉課長

反省するかどうかということについての感想ということになるかと思っておりますけど、担当課といたしましては先ほども説明しましたように行財政推進委員会の中で議論されて答申なされました、その結果に基づいて見直しの方針が策定されておりますので、それを真摯に受けとめて実施計画の中に盛り込まれたものと考えております。

川上委員

ここに答申書があるわけではないですけども、私は行革の答申が出て、それぞれの担当課が一番住民の福祉のことについては責任を負ってるわけですから、答申どおりしなければならぬと、真摯に受けとめるということと言いきなりになるってことは違うでしょう。だから、そのところに教訓があるんじゃないかなというふうに思います。次はですね、忠隈の住民センター124ページです。利用状況と施設の今の様子を聞かせてください。

社会・障がい者福祉課長

施設の利用状況につきましては、お風呂につきましては大体1日50名から60名の方が利用されております。また、お風呂の利用者につきましては、地域の高齢化等も進んでおり、デイサービス等への移行もありまして、年々若干ではございますけど減少傾向にございます。それから現状といたしましては、こないだ忠隈住民センターの浴場のボイラーが故障いたしまして修繕をいたしております。昨日より再開をいたしておりますけど、住民の方も再開を非常に喜ばれておりまして、現在利用が進んでおるところでございます。

川上委員

老朽化が進んでいるけど、ボイラーの故障は直ったんですか。

社会・障がい者福祉課長

ボイラーの故障につきまして先ほど言いましたとおり、昨日修繕が完全に終わりました、すいません、一昨日ですね、修繕が終わりました昨日から通常どおり利用を開始いたしております。

川上委員

幾ら費用がかかったかを聞かないといけなかった。

社会・障がい者福祉課長

今回の修繕につきましては、ボイラーが内部から漏水が発生したために、やむなく老朽化のため取換え修繕の必要性が発生いたしまして、取換え修繕をすることで着手いたしましたけど、ボイラーの修繕を専門家の方に見ていただいた時点で、ボイラーの給湯タンク、循環パイプの方からも既に老朽化のために、数カ所水漏れが発生していることで今回併せまして修繕を実施いたしております。費用の内容につきましては、ボイラー等給湯タンクの修繕で約407万4000円、循環パイプの修繕と浴槽のですね、経費の節減等も含めまして若干の縮小をいたしております。これが、約150万程度でございますので、合わせて560万程度の修繕が今回かかっております。

川上委員

もともと忠隈住民センターについては、市の考え方としては手渡したいということで、地元ともお話をされてるというふうに聞いております。私は無理をしたらいけないと思うんですね。

560万有効に使われたと思います。決してですね、今度の修理を機に手放す条件にするということがないようにしてもらいたいと思います。143ページ、市営住宅建替計画及び空き家募集並びに同和特定目的についてお尋ねをします。建替えについてですけれども、相田団地の建替えで平屋を一部検討するという市長答弁でした。どのようなかたちで検討するのか、お尋ねをします。

建築住宅課長

相田の建替えにつきましては、前回委員会の中でお話をしておりましたように、当初、中高層というかたちを中心に考えておりましたが、高齢化がやはり団地の中でもかなり進んでいるということも考慮いたしまして、低層部分と言いますか、そういうエリアも検討すべきではないだろうかということで、現在ちょっと基本計画の前の準備をしているところでございます。

川上委員

基本計画のまだ前の段階ということですね。私は基本的には歓迎です。一つ一つの部屋を快適なものにすると同時に、住空間、空間そのものを作り上げていくという、こちらは中高層で、こちらは平屋があるだけではないということではなくて、それを全体踏まえた住みよい空間づくりが望まれます。そこでですね、次に空き家の発生状況は現在どうなっておるかお尋ねします。

建築住宅課長

市営住宅の空家募集状況、空家と募集状況について説明いたします。市営住宅の募集につきましては、毎年5月、8月、11月、2月の年4回行っております。管理戸数につきましては、平成22年3月31日現在で4,425戸、そのうち入居されている戸数は4,121戸、空家として管理しております住宅は304戸でございます。その内訳でございますが、建替計画があり、公募停止している住宅が142戸、募集を行い、次回以降で公募する予定のものが108戸、この中には2月公募分の35戸、また離職者向けの住宅7戸が含まれております。補修が困難な住宅や補修に多額の費用がかかる住宅などが54戸となっております。空家募集の状況でございますが、平成18年度が150戸、平成19年度が151戸、平成20年度は147戸、平成21年度は102戸となっております。昨年度21年度の応募状況につきましては、1,241件の応募がありまして、公募倍率12.17倍ということになっております。

川上委員

同和特定目的住宅の空家の発生状況をお尋ねします。

建築住宅課長

現在、同和向け住宅が21団地、342戸ございます。そのうちの39戸が現在空いている状況でございます。39戸のうち8戸は補修が多額になるなどの理由のために、募集できないということで、31戸が入居可能な戸数となっております。入居率といたしましては、88.6%ということでございます。

川上委員

空家募集の競争率は、何%になってますか。

建築住宅課長

12.17倍でございます。

川上委員

この数字を先ほど聞きましたね。同和特定目的住宅については何%ですか。

建築住宅課長

公募でやっておりませんで、倍率は出ません。

川上委員

希望された方は100%入居してるわけですか。

建築住宅課長

同じところを希望される場合というのは、抽選になると思われますが、現在のところはそう

いうダブルということはあっておりません。

川上委員

近年の空家募集の実績、入居実績をお尋ねします。

建築住宅課長

入居件数の推移といたしまして、18年度が14戸、19年度が10戸、20年度は7戸、21年度が4戸となっております。入居件数が減っておりますが、その主な理由といたしましては、やはり部屋が狭いということや、使い勝手の悪さとかということではないかと思っております。

川上委員

今言われた数字は、募集件数ですか、入居件数ですか。両方教えてください。

建築住宅課長

今言いましたのは、入居の件数でございます。空家の推移といたしましては、18年度が7戸、19年度は15戸、20年度が28戸、21年度は35戸、22年度が39戸となっております。

川上委員

18年度は7と聞こえましたが、間違いはないですか。

建築住宅課長

これはちょっと、合併前の飯塚市の分ということで、7戸ということになっております。

川上委員

そうすると、ちょっとそれは不明ですけど、19年は空家が15に対して入居は10、20年は28に対して7、21年は35に対して4と、今年は、39空いているんだけども入居実績はまだないですか。

建築住宅課長

現在のところは、まだあっておりません。

川上委員

18年から21年まで35件の入居があつてるんだけど、推薦団体別に言うと、どういうことになりますか。

建築住宅課長

団体ということですが、ちょっと資料がございませんので、今、分かりません。

川上委員

ちょっと大まかな聞き方しますけども、35件の件数のうちに部落解放同盟以外の推薦がありますか。

建築住宅課長

現在のところ、同部落解放同盟の分だけだと把握しています。

川上委員

推薦依頼は、部落解放同盟以外にはどこにしていますか。

建築住宅課長

部落解放同盟と全日本同和会です。

川上委員

全日本同和会からは推薦がないということなんですね。それで、この応募資格、部落解放同盟が推薦するでしょう。その方は、優先入居ができる、100%入居をしてるんですね。どういう理由で、部落解放同盟はその方を推薦するのか、あなた方は無条件で何故それを受け入れるのか、それを教えてください。

建築住宅課長

私共の方で、属地属人といいますが、そのような判断ができかねるということで、そういう

関係団体の方から推薦していただいているというのが現状です。

川上委員

私の手元にあなた方が関係団体様と言って、推薦してくださいよという要請文出しているのがあります。資格審査後、推薦状を出してくださいと書いておるんですね。この資格審査後、推薦状提出というのはどういう意味ですか。

建築住宅課長

資格審査につきましては、一般住宅と同じような審査で、何にも変わったことございませんが、その条件的な資格要件が該当すれば推薦状出していただいて、入居していただくというふうな手法をとっております。

川上委員

先ほど、属地属人と言われましたけど、それが正確かどうかというのは、市はどうやって確認するんですか。

建築住宅課長

市の方としてその確認ができないということで、団体の方にお願いをして、推薦状出していただいているということでございます。

川上委員

そしたら、団体が推薦を出したらフリーパスなんですね、市としては。そういうことですか。

建築住宅課長

先ほども申しましたように、市として判断がしかねるということで、推薦を依頼していただいておりますので、それを信じております。それで一応受付をしております。

川上委員

まあ信じているわけですね。多額の補助金出している団体がすることですから、あなた方としては信じざるを得ないのかもしれないけど、普通に言えばですね、それをどうやって裏付けるんですかとなるでしょう。あなた方が裏付けとったら、それは差別ですよ。そういうことになるでしょう。違いますか。

建築住宅課長

先ほども言いましたように、市としては確認ができないということでございますので、そのようにして団体の方から推薦をいただくということで、うちの方は資格要件にあるということで判断しております。

川上委員

市が判断したら差別、ところが、市じゃないところが判断したら差別じゃないわけですか。どう思われますか。

建築住宅課長

差別というかたちになるかどうかはちょっと分かりませんが、私共の方で確認の方法がないというのが現実じゃないかなと思っています。

川上委員

属地属人と言われましたね。これだけ混住が進んでるでしょ。何年か前ね、飯塚市は全国的のように混住は進んでいないとか言うけども、混住はあるわけですよ。婚姻関係でも憲法に基づいて自由に結婚できるわけだから。そうするとね、属地属人というのは壊れているんですよ、基本的に。それを誰が属地属人とか決めることができるんですか。その行為自身が差別じゃないですか。どういう団体であってもそういうことはできんと思いますよ、今の時代に。まして、差別は許さないと言っておる団体がそういうことしていいんですか。それをあなた方がああそうですかという、こういう矛盾になっていくでしょう。何がおかしいのかということになるんですよ。飯塚市には、市営住宅条例があります。この中に、同和特定目的住宅というのがありますか。

建築住宅課長

市営住宅の条例の中に特目住宅、同和向け住宅という記載というのはございません。合併前から各1市4町それぞれで同和住宅の優先入居の取扱いを実施しておりまして、合併協議の中で現在の取扱い方法にしております。

川上委員

市営住宅の管理戸数は4,425と言われましたね。そのうち、あなた方が同和住宅と呼んでいるものが342戸あるんですよ、管理戸数ね。空家は全体で304空いてて、そのうち、39は同和住宅で発生してるわけですね。それほどの比重を持っているんですよ。条例には規定がないんですね。もう一度答弁求めます。

建築住宅課長

市営住宅条例の中には同和向け住宅という名称というのはございません。

川上委員

しかし、現実には部落解放同盟あるいは全日本同和会の推薦がなければ入れない住宅がね、1割近くある。解放同盟が或いは同和会はどういう理由でか推薦する、或いはどういう理由でか推薦しないことによって、この342の管理戸数があるけども、入れたり入れなかったりするわけですね。そういう構図が今あるわけですね。あなた方は今年はまだ空家は39戸もあるのに、募集0なんですね。解放同盟には、推薦依頼を今年しましたか。

建築住宅課長

現在まだ行っておりません。昨年と大体同じ空家でございますので、そのまま昨年のままを活かしております。

川上委員

この39戸には火災が発生しました、被災しました、水害で水没しました、緊急入居が必要な方が居られた場合はこの39戸は緊急入居の対象になりますか。

建築住宅課長

この同和向け住宅に関しましては、対象にはなっておりません。別の住宅の中で選考しております。

川上委員

そうすると、入るためには解放同盟の推薦が要るけれどもあれば入れると、しかし、災害に遭った場合でもね、39戸も空いているのに、緊急入居もできないという状況なんですね。しかも、これが条例に基づいていないと、このかたちが。そうするとね、条例にない施設をあなた方はお金出して管理したり、家賃取ったりしてるわけですね。条例にない施設をどうしてあなた方は税金かけて維持したり、使用料取ったりすることができるのか、それはどういうことでしょうか。

建築住宅課長

市営住宅のその条例の中にないということございまして、特別対策というのも平成13年度末をもって終了いたしております。その時点では、特目住宅の中にそういう規定があったわけなんですけど、13年の特例対策が終了した時点で、削除されたものと認識しておるわけございまして、現時点では、国の方からの通知で平成14年度以降についても一般対策に工夫を凝らして対応するものであるというような通知もあります関係上、引続き同和住宅の優先的入居は必要であるということで判断をしております。

川上委員

前段と後段は全然違うことを言われましたね。一般対策に移行するべきであるということなので、工夫を凝らしてというたった一言を入れただけで、同和優先をやってますよってことなんですね。これが市営住宅だとするでしょ。そうすると、公募規定があるでしょ、条例上の。先ほど、私が言った公募の現実はですね、条例違反になってるんじゃないですか。定期的に行

ってもいないんだけど、特定の団体に推薦をお願いして、推薦状が来れば100%入居と、それ以外の方たちは12.7倍という倍率でね、苦しんでいると。これは、逆差別ということなんですよね。それが条例の何によって行われておるのか、何処に基づいて行われておるのか、お尋ねします。

建築住宅課長

先ほども答弁しましたように、同和向け住宅といいますのは、同和対策事業の一環として建設をされたものでございますので、歴史的経緯を踏まえまして同和向け住宅としての取扱いをしておるわけでございます。先ほども言いましたように、国からの14年度以降についても一般対策に工夫を凝らして対応するものであるというような通知もありますので、現在もそういう優先的入居が必要であると判断をしておるところでございます。

川上委員

国の通知ではそのこと書いてないでしょ。後で言います。超法規的なことをね、していいとは言っていないですよ。条例に基づいて、市長名で推薦依頼してるわけでしょ。市長名と書いておるんですよ、ここに。それで、この行為は条例のどれに基づいて行っておるのかね、お尋ねしてるんです。

建築住宅課長

何度も同じようなことを言って申し訳ないですが、本市といたしましては、そういう歴史的な背景とか社会的理由、それからまた福岡県の住宅施策方針等を考慮した結果、そういうかたちで引続き行わせていただいている状況でございます。

川上委員

私は、飯塚市はいろんないい面もあれば、弱点もあるということをいろんな指摘をしてきましたけど、法に基づいてね、問題が私から見ればあると思うことでもね、大体法律に基づいてやってるでしょう。今の課長の答弁は、法律に基づいておりませんという答弁なんですよ。都市建設部長はどうお考えですか。どこに基づいてこの市長名の推薦依頼が解放同盟に出されているとお考えですか。

都市建設部長

今、建築住宅課長が言っておりますように、これが前々からのですね、やはりこういったやり方で同和向け住宅という位置づけの中で、この事業を利用して、この住宅を建設した経緯があります。そういった経緯の中で、団体ということですね、通しながら入居をお願いしていきたいということですね、やっておる状態でございます。これが何故団体を通すのかといった、先ほども言いましたように、我々の中ではそういった判断がつかないと、推薦をしていただくことに対してですね、判断がつかないという状況の中で、そういった推薦をいただくという行為を行っていただき、同和向け住宅という位置づけの住宅の中でお願いをしているような状況でございますので、そこをご理解していただければと。

川上委員

今の話はもう終わってるんです。判断とかしなくていいんですよ。もう同和対策事業終了した21世紀、10年も経っている時にね、属地属人とか判断する必要ないんですよ。混住がこれだけ進み、結婚だって随分広がってるんだから。両性の合意によってのみということになってるでしょ、結婚だって。だから、判断とかする方がおかしいんですよ。それで、戻りませうけど、条例のどこかということなんですよ、これは。あなた方が作ったんですよ、これは。旧飯塚の場合はね、ここに部落解放同盟様と書いてあったんですよ、今は関係団体と書いておるけど。あなた方がね、作っている書式ですよ。これは、条例のどこに基づいて作られておるのかということをお聞きから聞いてるんですよ。課長答えない、部長答えない、そしたら、副市長ですけど、市長しか残ってないじゃないですか。条例のどこに基づいているのか答えられないですか。答えられないなら、答えられないと答弁して下さい。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:15

委員顔を再開いたします。

建築住宅課長

失礼いたしました。条例の中にはないということで先ほどから言っておりましたが、平成13年の改正になる以前につきましてはですね、申込者が歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、または居住していた者というかたちで優先的に割り当てをした公営住宅に入居させることができるというような条例規則があったわけですので、現在その一部が削除されておりますが、同和向け住宅というのが残っておりますので、そのままの運用をさせていただいているということでご理解を願いたいと思います。

川上委員

条例違反行為をしていることに飯塚市議会議員に加担せよということは今答弁されたんですね。市長の代わりに答弁されたんですよ。市長はね、条例違反をしているんだけど、ご理解願うということで、飯塚市議会議員にね、抱きつこうとしてるわけですよ。お断りします。先ほどちょっと言われたことは重要なんですよ。条例にはないと言われたんですね、答弁の入り口で。条例にないことをあなた方は公募にあたってしていると。13年に、年度末に国の同和対策特別事業が終結したのに関連してね、伴って市の住宅条例の施行規則を改正したと、その時に申込者が歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、または居住していた者というのを削除してるんですね。だから、私が幾ら調べてもらっても、施行規則を見ても載ってないんですよ。なぜ削除したのかということでしょう。削除した時に、こういう運用も辞めると、辞めるために削除したんですよ。規則は削除したけど、そういうやり方は4年間も続けてきたわけですよ。どういう力なのかと、これが。これが馴れ合いの力でしょ。これをね、改めないといけないと思います。条例上は規定がないということなので、条例はそのままでもよいということになるんですね、これ改めるためには。条例に基づいて、それから現在の規則に基づいて仕事をすればこういう無茶苦茶なことは通らなくなるってことでしょ。だから、安心して仕事ができるじゃないですか。国の事業終結した。市の条例も公平公正な仕事ができるようになってる。施行規則も不公正なところは、時代の流れとともに削除したんだから、公正に仕事できるでしょ。安心してね、部落解放同盟から何の文句も言われることもなく、法律どおりですと、規則どおりですということの仕事できるでしょ。定宗部長、どうですか。条例どおり、規則どおり、仕事するというふうに答弁できるでしょ。答弁して下さい。

都市建設部長

関係各課と十分協議してですね、今後の対策、今後のやり方について十分協議しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

市長、まだあんな答弁してるんですよ。条例どおり、規則どおり仕事すると、公務員として当たり前でしょ。市長の方で指揮できないんですか、条例どおり、規則どおり仕事してくれと。市長がそのように言ってくれば、職員は皆喜びますよ。法律どおり仕事してくれと。この一言でどんだけ助かりますか、職員が。市長に答弁求めます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:22

再開 15:29

委員会を再開いたします。

都市建設部長

先ほど、13年に改定を行いましたという答弁をいたしておりますが、これは合併の18年度にですね、改定ということで訂正をしていただきたいというふうに思います。合併の時ですね、規則でございます。それと、この規則に定めるものは、必要な事項には市長が定めるということで、別に最後の項目の中で48条の中でですね、市長が定めるということで、これを運用させていただいて、今の状況で行動を行っているような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

川上委員

今まで答弁したのは全部嘘でしたと、実は48条でしたというのがあなた方の見解なんですね。市長に責任を押し付けるということなんですね。そういう答弁でいいんですか。市長、答弁求めます。

都市建設部長

これ、先ほども言いましたように、18年の合併当初に、そういったかたちで条例を改定いたしまして、規則の中で市長が定めるという欄を設けておりますので、その中で、これを運用させていただき、そういった行為をしている状況でございますので、是非ご理解をいただきたい。また、いろいろ先ほどの答弁の中で13年ということをおっしゃったけれども、18年ということですね、訂正をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

川上委員

そしたらね、法律の何条に基づいておったという答弁は誤りだったと、実は、市長の判断でやっておるといふ答弁なんですね。じゃ、市長とやり取りしましょう。土俵ができましたね。市長は、先ほどの解放同盟、同和会への入居募集を市長名で行っていることを知っておられましたか。

市長

市長名というところの項目に対しては、私は認識してませんでしたけども、そういうかたちでお願いしているということは存じておりました。

川上委員

部落解放同盟、同和会に依頼するものの他にですね、規則48条の規定で入居してる事例はどういったことがありますか。

建築住宅課長

それ以外ではございません。

川上委員

これは市長の決裁が必要になりますね。市長も5年目に入るんだけど、過去にどういう決裁を取ったことありますか、この条例に基づいて。

建築住宅課長

条例と言いますか、そういう入居に関しては、私、課長までの決裁になっております。

川上委員

この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が定めると書いとるじゃないですか。市長の決裁があるでしょう。この開放同盟に推薦依頼をすることの他に事項がないというわけだから、35件決裁取ったんですか。18年から35件でしょ。決裁の事績があるでしょ。決裁取ったことありますか。

建築住宅課長

入居の関係につきましては、私の決裁までで、全部関係はやっておりますので、市長まで決裁は取っておりません。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:33

再開 15:40

委員会を再開いたします。

都市建設部長

大変申しわけありません。48条の規定により、市長が別に定めることとなっておりますが、要綱を定めずに運用をしてきておりました。大変申し訳なく思っております。今後、早々にですね、関係各課と協議を重ねて要綱等を定めてまいりたいとふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。どうも申し訳ありません。

川上委員

自分で答弁していて恥ずかしいでしょ。旧条例のときにはね、6条の4項に基づいて、先ほど言ったような行為をしておりましたということなんですよ。規則は改めた場合は48条ですよと言ってるんですよ。旧施行規則に48条はなかったかというところあったわけですよ、確認してますか。今度48条で新設じゃないんですよ。改定前からあるんですよ、48条というのは。おかしいでしょ。旧の規則の時にはね、6条の4項によってやっておりましたと。それをなくして、真は48条、規則でやりますと。要綱作っておられませんとか言うんだけど、48条は元々あったわけですよ、前の規則に。市長、見せましょうか。あるんですよ。今ね、何とか劇場が目の前で、通っていったんですよ。だから、あなた方は本当にものが分かってないのか、分かっておるけど、いろんなプレッシャーに負けておるのかな。それで、国がなぜこの4項を外したかをよく考えないと要綱作ればいんでしょうみたいなことになっていくわけですよ。これどうして外したんですか、この4項、施行規則の4項。外した理由を聞かせて下さい。

建築住宅課長

4項を外した理由といたしましては、平成13年に年度末をもって、そういう地域改善対策特定事業に係る特別措置の法律が失効するというところで、その時点で、国からの指示があつておりましたけども、合併まではそれを残していたということで、合併の際に外したということでございます。

川上委員

中身が大事なんですよ。課長の責任でしょ、市長が補足に基づいて判断するとかいうんだから。これ読み上げてみて下さい。記以下でいいですよ。国の通達です。

建築住宅課長

1 地対財特法がその効力を失うことに伴い、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について特別の措置を講ずる根拠を失うこととなるから、住宅施策においても対象地域または対象地域の住民に対象を限定した国の特別対策は平成13年度をもって終了することとなるが、依然として住宅に係る施策ニーズがある場合には平成14年度以降は一般対策により対応するものであること。2 平成14年度以降は、地域改善向け公営住宅を特定目的公営住宅から除くこととなることということです。

川上委員

市長、お分かりでしょ。もう同和特定目的とかないよと。一般の施策でやるんですよと、ニーズがある場合ね。そういうことを言ってるんですよ。それで、条例改正の際に施行規則もね、この立場から先ほど言ったところを削ったわけでしょ。ところが、あなたの部下達は市長によく相談しないで、勝手にやっちゃったわけですよ。そして、このまま読んでね、いや48条です、市長の責任です。責任を一切擦り付けを始めたわけでしょう、今。市長どうですかという話をしてくると、実は、48条を発動するには要綱が要りましたと、要綱なしに48条を発動しとったことについてまで、市長責任にしようとしてるんですよ。だからね、最初の課長の答弁が正しいんですよ。よって、法律もなければ、条例も施行規則もない。あなた方はなんと

か劇場でね、適当に48条で要綱だの言よることの方がおかしいでしょ。恥を知るべきだと思いますよ。それでね、私は、13年1月26日に総務省大臣官房地域改善対策室が今後の同和行政についてということで文書を出したじゃないですか。何度かあなた方も読み上げたでしょ。なぜ国が同和対策事業を終結するのか、そして、今後、地方公共団体においても単独なんかでやってもらいたくないと言ってる通知があるでしょ。大変恐縮ですけど、あなた方、齊藤市長に責任擦り付けるからあなた方、読み上げて下さいよ、その国の文書を。市長によく分かるようにゆっくり。

建築住宅課長

今、委員が言われます国が特別対策を終了した3つの理由というのがございます。その1点目につきましては、特別対策は本来時限的なもので、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化しました。ということで、国庫補助事業等の施設推進の結果、生活環境等の改善については着実な成果が挙げたものということで、1点目挙がっております。2点目につきましては、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないということで、これまでの事業実施が均等性を欠くものであったものということになっております。3点目ですが、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難ということで、人員の入れかわり等混住によります同和対策事業の対象地区を限定しての事業が難しくなったという3点が終了した3つの大きな理由でございます。

川上委員

更にね、その文章は地方単独事業の見直しということで地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換にあたり、地方単独事業の更なる見直しが望まれると、もう駄目ですよということ言ってるんですよ。こういうのを考えてみると、48条で市長が補足なんかでね、こんなひどいことをやれるはずはないですよ。部下は、職員が全部市長に責任を押し付けるんだから、市長が決断してやらないと、こういうことは。一般施策でいくというふうに、市長が決断すれば、すぐ出来るということは分かりましたね。市長、決断して下さい。もう今後こういうやり方はしないと。答弁を求めます。

都市建設部長

関係各課と、先ほども申しましたように十分協議を行いですが、今後皆さんに不信感を持たないような状況で対応していきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

川上委員

まず、現状はね、法律違反状態にあるということをね、財務部長も認識した方がいいですよ。小手先でね、何条にあてはまるはずとか、行きついてみたら要綱がなかったとか、こんなことを続けてると、難破しますよ。次に、移ります。154ページ、清掃工場について、お尋ねします。更新計画の策定は何時なのか、まず伺います。

環境施設課長

大規模整備の計画につきましては、具体的に受けましたのが計装装置設備におきまして、メーカーの生産は終了し、故障箇所によっては修理はできても長期間工場が停止する恐れがあるということでございまして、修理、耐用期間も迫りつつあるということで、平成20年の7月18日に2ヵ年計画というかたちの中で提示を受けております。

川上委員

それは新日鉄エンジニアリングが、あなた方に提示をただけのことでしょう。市としての策定はいつかということ聞いたんです。

環境施設課長

具体的に決定いたしましたのが、全体の新日鉄エンジニアリング及びNSESとの関係の中

で平成21年4月8日の日に10ヵ年計画というかたちの中で、提示を受けております。

川上委員

提示じゃなくてですね、市の方針として決定したのはいつかと聞いとるんです。

環境施設課長

具体的に飯塚市の実施3ヵ年計画という計画がございます。それに基づきまして、今度の当初予算の骨格予算というかたちの中で反映しておりますが、具体的に方向性が粗方出ましたのは実施3ヵ年というかたちで決定いたしております。

川上委員

更新計画の策定はいつかと訊いてるんですよ。更新計画策定してないんですよ、市としては。策定せずに、予算だけ当面挙げたということになってるんですか。

環境施設課長

今回の計画につきましては、先ほどの予算特別委員会でもご説明したように、電気計装関係、機械更新施設計画というかたちの中で、平成22年度から平成31年の約10ヵ年計画を立てております。その中身につきましては、機械設備、電気計装関係というかたちの中で、全体の計画金額といたしまして概算でございますが、約22億5000万程度かかるというかたちの中で、今回、平成22年度予算案につきましては、電気計装関係及び溶融炉本体の更新という形の中で、約3億1200万程度の予算計上いたしております。

川上委員

自分達が何時計画を策定したか分からないということなんですね。22億5千万円ということだけが出てくると。ということは、新日鉄が計画を作って、あなた方は了承させられたということなんですね。そうではないんですか。

環境施設課長

施設につきましては、基本的に整備計画では約15年、一般では20年近くの計画を立てて施設運営いたしております。その中で、今回環境省が出しました廃棄物処理延命化計画の作成の手引きの中にもございますが、稼働後、10ヵ年を経過したかたちの中で、基幹設備を更新することで性能の水準の回復、施設の延命化を図り、ライフサイクルコストを削減するという提案が出されております。それに基づきまして、今後、飯塚市クリーンセンターにおきましても約20年間というかたちの中で、もたせていきたいというふうに考えております関係の中で、今回計画を立てております。

川上委員

更新計画を作るときにはですね、人口の動向とかごみ減量の動向とか、要するに、ごみ処理量が今後どういうふうな道をたどるかを検討したでしょう。新日鉄がそんなこと考えなかったでしょ。新日鉄は、90トン×2基体制、今までどおりの能力を維持するためだけの提案でしょ。しかし、飯塚市としてはごみ処理量の3年後、5年後の将来予測も含めて本当に、2基必要なのかどうかとかね、考えないといけない。場合によって、この際1基止めるということも考えてもよかったはずなんです。桂苑とかの関係とかね、他都市との関係も考えてみてね、1基でやったらどうなるかとか、ごみ処理量の見通しについて検討されましたか。

環境施設課長

今回の飯塚市クリーンセンターにおきましては、当初クリーンセンターは平成10年4月から稼働しておるんですが、90トン2炉でございます。当初、整備計画におきまして、1炉が予備というかたちの中で、平成10年から約10年間稼働いたしております。今後の見通し等々につきましても、具体的に桂苑、RDFという施設組合の方でもいろいろございますが、桂苑につきましては平成6年稼働ということで、かなり老朽化してるというお話も出ておりますし、また、ごみ燃料化センターにつきましては、RDFということでごみ処理経費が高騰していると、その中で、飯塚市といたしましても、クリーンセンターといたしましても、先ほど申し上げ

げましたように12年経過しており、処理能力では2施設より大きく超える施設規模であることから、今後、効率化を図りごみ処理経費全体を抑制させるためにもクリーンセンターの長寿命化に向け、整備することが必要であるというふうに考えております。

川上委員

新日鉄が出した10ヵ年計画の提示ですね、市としては最終決裁権者は誰ですか。

環境施設課長

基本的な分につきましては、最終決裁権者は市長でございますが、基本的に今回の計画につきましては、あくまでも計画というかたちの中で、今後クリーンセンターといたしまして、施設の更新が出てくるという考え方で出ささせていただいております。今回、その分の1ヵ年の22年につきましては、先ほどの予算委員会の方で電気計装関係のどこ、それから、溶融炉設備というかたちの中で、予算計上させていただいて、議会で議決をいただいております。

川上委員

市長が最終決裁権者ということで、市長のハンコは何時押したんですか。

環境施設課長

今回の電気計装関係、機械設備関係については、全体計画が10ヵ年のかたちで約22億5千万あるということでございますが、最終的には飯塚市長の決裁は未だいただいております。

川上委員

それは、どういうかたちで何時決裁をするんですか。

環境施設課長

今後ですね、実施3ヵ年というかたちの中で、毎年実施3ヵ年計画がございます。その中で、クリーンセンターといたしましては、最低限3年間の基本計画の中で、具体的に挙げまして、そこで最終的に、実施計画の実施を了解いただくというふうに考えております。

川上委員

そういうやり方を、市民環境部長が認めてるわけですか。

市民環境部長

今回、補正予算でもご提案いたしたところでございますが、全体の今後の大規模な改修ということにつきましては、今現在管理運営を行っていただいておりますNSESの方から御提案を受けました。実際に悪いところが出てくる、今後こういうことが予想されますという中で、種々何回となく担当課とのやりとりがあったように私も聞き及んでおりますが、その中でどこがどう悪くてどれだけのものが必要なのかというものが少なくとも飯塚市側にはなかなかそういうところを見出せるものがなかったという中で、先ほどから申し上げますNSESの方から提案いただいたわけですが、あわせましてそういったことから他の同様の施設を研修したりとか、もしくは九工大の教授の方にも御相談した経緯もございますけれども、その中で当面の費用、それから今後必要となる費用という御提案もお願いしたところでございますけれども、その中で先ほどから担当課長が申し上げますように、25億ほど必要だというご提案を受けたところでございます。その中で、当面例えば今年、来年という中で、特にこの電気系統につきましてはすぐ止まれば基幹的なものでございますので、それでは困るという中で、実施計画において当面の補正をお願いしたところでございます。ですから、今後はまた関係者と協議を進めながら、今後実際にどういったものが必要で実際にどれくらい費用がかかるのかを精査して、少なくともこのクリーンセンターが安定稼動を行えるように措置を行いたいと考えております。

川上委員

市長決裁が必要なのに、まだ決裁受けてないと、22億5000万円は必要ですということをおなの方繰り返してるわけですよ。そういうやり方を、市民環境部長は認めるんかと、認

めておるのかということ、それだけ聞いたんですよ。関係のないことを長々と答弁された。認めてるんですか。

市民環境部長

必要性は認めております。

川上委員

必要性とか聞いてないでしょう。市長決裁が必要なものを、市長決済とらないでどんどん進めていること、そういうやり方をあなたは認めてるのかと聞いたわけですよ。決裁とるの誰の仕事ですか。あなたの仕事ですか、課長の仕事ですか。

財務部長

この事業につきましては、先ほど課長が申しましたように3カ年実施計画の中で協議が始まったものでございます。その中で金額をかなり必要とするということで、どこの時点でこれを予算計上したらいいかということで協議してまいりました。前にも答弁したと思いますけど、平成20年頃から業者の方から提示があって、それをどうしたらいいかということで担当部署でもいろいろ協議をしてまいっております。その中で、22年度ぐらいから予算を計上してとりかからないと間に合わないということがありまして、22年度からの予算計上とこういう形になりまして、その中につきましては担当部署からの説明もありまして、私たちもその協議の中に入りまして、3カ年の中で項目として取り上げて22年度の予算編成の中に組み込んだという状況になっております。

川上委員

それも聞いてないんですよ。言いたい事情は分かりますけど、市長が決裁しなければならんことをしないでね、どんどん進めているのかということ聞いたんですよ。167ページの浄水場ポンプ場について、災害対策及び民間委託についてお尋ねします。水害とか火災もあるでしょうけど、震災対策をどのようにしておるのかお尋ねします。

上水道課長

水道施設の災害対策でございますが、水道施設の緊急時の対策として地震、風水害、渇水、落雷等の自然災害による被害を最小限にとどめるために、上下水道局及び受託業者でそれぞれマニュアルを作成しております。まず大雨、台風、雷等の対策では、警報発令に関わらず、被害の発生しそうな気象状況が予想された場合、上下水道局としては浄水場に関する気象情報を収集し、危険が予知された場合に、マニュアルに沿って人員を確保し施設の監視、点検に出動しております。受託業者にあっても、危機管理マニュアルに沿って総括責任者、副総括責任者、主任が各担当してる浄水場に出動します。被害が想定される施設では、上下水道局と連携して主任及び技能員の双方で施設の保全を行っております。次に、地震等の対応でございますが、震度に関わらず水道施設に故障等の異常情報が発生した場合、上下水道局職員と受託業者の社員が合同で施設の点検を行っております。震度3では重要施設の点検、震度4以上では施設全体に対しての点検を、これもまた上下水道局と受託業者と連携して実施しております。

川上委員

施設上のことでは、震災等でどんどん水が流れ出たりした場合は、水がなくなってしまうと思うんだけど、そういうのを防ぐようなことはしてるんですか。

上水道課長

耐震に対する考え方でございますが、厚生労働省の指導によりまして、上下水道局では平成21年度から耐震化に着手したところであります。日本水道協会の水道施設耐震工法指針により、施設の重要度を区分しながら耐震計画を立てております。人命に重要な影響を与えない施設、代替施設、重大な二次災害を起こす可能性のある施設等に該当する有人浄水場の耐震診断を平成21年度に実施いたしました。今後、有人施設排水池等の耐震診断、耐震設計、耐震事業を実施する予定にしております。管路の耐震につきましては、平成20年度より主要管路工

事におきまして耐震管を採用しております。今後とも管路の耐震化を進めていくようにしております。地震時に管路が破損して大量の水が流出した場合、配水池の貯水量が低下することが考えられますので、それに関しましては貯水量を確保するために緊急遮断面を整備しております。阪神大震災以降では、5カ所の配水池に対して緊急遮断面を設置しております。今年度は高雄配水地を設置するようにしております。

川上委員

ありがとうございました。次に、191ページの新産業創出支援センターについてお尋ねします。入居状況を過去に聞いたことがあります。現在はどのような状況でしょうか。

産学振興課長

本日資料として出しておりますので、資料の8ページをご覧いただきたいと思います。まずこの資料の1、現在の利用状況といたしまして、ことしの7月1日現在の入居状況を記載いたしております。部屋が20室ございまして、入居しております部屋数が8、空き部屋数が12となっております。なお、今月に入りまして1件の入居申請が出ております。また問い合わせが1件出ておるような状況でございます。2番目といたしまして、述べ利用者数をここに掲げておまして、これは平成15年4月の開設以来の数でございます。なお、この数は企業誘致室に入居している企業を除いております。今まで入居しました企業が30社、退去した企業が24社、現在6社ということでございます。先ほどの1で利用状況、育成支援室が3室、研究開発室が4、合計7室の利用がございますけれども、うち2部屋借りている企業がございますので、そういうふうな状況になっております。

川上委員

収入は入居指数が8でしょう、このままいくと年間収入はどれくらいになるのか、空き部屋がなくて満室になればプラスどれくらいになるのかをお尋ねします。

産学振興課長

平成22年度の見込みでございますが、収入の使用料から申し上げますと1012万3560円になる予定でございます、このままいきますと。もし全室入居した場合の使用料の合計でございますが、1452万4320円という数字になってまいります。

川上委員

そうすると4400万円ぐらいしか、満室になっても増収にならないですか。

産学振興課長

そのとおりでございます。

川上委員

改善策はということを考えてありますか。

産学振興課長

まず利用者増にむけた取組みといたしまして、市のホームページに掲載することはもちろんのこと、市内外の企業さん、大学、支援機関、各種団体、国、県等の方々に対しまして各種情報提供をいたしておりますけれども、定期的に入居募集案内もしておるところでございます。また毎月第2水曜日に実施いたしております産学官交流研究会など産学官関係者が一同に会する機会を活用いたしまして、チラシを配布するなど周知に努めておるところでございます。また市内3大学の学生さんたちとの意見交換会を開催いたしました際に、このセンターの概要だとか入居募集を説明いたしておるところでございます。

川上委員

入居法人に働く方は何人で、そのうち市内にはどれくらいお住まいかとかは把握してありますか。

産学振興課長

現在ここのセンターで働いてある方につきましては、約60名というふうに認識をいたしております。市内の方でございますけれども、約10強というような数字を把握いたしております。

川上委員

次に193ページの卸売市場、民間移譲及び新筑豊青果と。2点ほど、民間移譲の話し合いは現在どのようになっていますか。

農林課長

協議を一旦、お話し合いを持ちました。関連、卸売組合等との話し合いを終わりにして、今の段階におきましてはそれぞれの卸売組合から民間移譲にあたっての意見とか要望等を出していただくよう協議をお願いしているところでございます。

川上委員

もう意見要望は出たんじゃないんですか。反対ということで、文書で出てるでしょ、まだ意見を求めていることがあるんですか。

農林課長

反対という御意見は一旦頂いていましたが、もう一度それぞれの3つの仲買人組合がございまして、個別にそれぞれ意見をいただけないかということをや請しております。

川上委員

それはいつですか。いつまでに返事をいただきたいとか言ってるんですか。

農林課長

5月に要請をしてしまっていて、なかなか理事会が開かれることがありませんので、しばらく待っていただきたいという御意見をいただいておりますので、盆を目安に出していただけないかというお話をしておるところでございます。

川上委員

次は、新筑豊青果、株主総会、業態は変わってるんだけど、株主総会、12月にあったんですかね、その後はどうなってますか。

農林課長

その後につきましては、今年の5月30日に株主総会は開かれております。

川上委員

市からは誰が行かれていますか。

農林課長

代理人として管理事務所長が出席しています。

川上委員

次にですね、219ページの集会所、生活館ということで、生活館については補正予算が計上されておりました。それで、全体として今年度のですね、手を入れる予定はどうなっておりますかお尋ねをします。

人権同和推進課長

集会所、それに生活館につきましては地元の要望を十分踏まえた上で予算計上し、実施しておりますが、今年度予定には先ほど質問者が申されましたように高雄の生活館100万円を改修ということで予算計上いたしております。

川上委員

新相田の方も雨漏りで皆さん方調査に行かれてるようですが、これはどういうことを考えてるんですか。

人権同和推進課長

新相田につきましては雨漏りをしているということで早速業者等も連れて行きまして、既に修理は終わっております。

川上委員

それで、生活館については地元には押しつけてしまおうというお考えのようですが、それについてはどういうところまで来てるんですか。

人権同和推進課長

生活館に限ったことではありません、同和集会所も同等の予定としておりますが、廃止または地域関係団体へ移譲という方針が示されております。その中で、今現在ネックとなっているのが、受け入れるための法人格の設置が一番ネックとなっております。当然、生活館、地元が地縁団体等を設置しませんと移譲ができないということで、そういう部分につきまして市民活動推進課等のアドバイスを受けながら、そういう設置を目指して、移譲に向けて協議していきたいというふうに考えているところでございます。

川上委員

次に、221ページの納骨堂について、関連して農機具保管庫、農業作業所についても連続的にお尋ねをしたいと思います。納骨堂なんです、太郎丸二区の改修について予算計上がありました。それで、この太郎丸二区の納骨堂はどういう利用状況になっておるか、空きはないか、それから利用者のうち市内居住者は何人おられるのか、この間に利用中止された方はいないか、などについてお尋ねします。

人権同和推進課長

現在124基位牌段があり、全部うまっております。この中で市内居住者またそれ以外の方々ということでの数字は把握しておりません、ただ1基だけはハワイに居住してある方の分があるというふうなことは認識しております。

川上委員

今回8基位牌段を増やすということになっとるんですが、それはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

過去、旧飯塚市内の納骨堂におきましても、地域によっては過疎化し位牌段が不要になったもの、また新たにお寺等の納骨堂に移された方等ございまして減っていく部分、また人口増により増えていく部分がございます。地域間格差がございますが、太郎丸地域は議員の皆様御承知のように、人口等も増えつつあるような地域の、全体の国道周辺でありますので、できるだけあのスペースの中で増やせないかという要望がありまして、それにこたえた形で8基増やすという形で計画をしております。

川上委員

利用資格はどういうことになっていますか。

人権同和推進課長

あくまでも太郎丸二区地域内の方という、居住者ということで当初設置段階ではそういう形でしております。現段階におきましてもその地域内に居住の方というのを原則していますが、余所に居住される方が新たにそこに入る形は考えていませんが、現在、もともとそこに住んでおられる方が余所に出ていかれても、その方の分は外すとかいう形には考えておりませんという形でございます。

川上委員

家を建てて引っ越しをしてきましたとか、親のところに戻ってきましたとか、いろんなことがあるかも知れませんが、そういう場合は利用できるんですか。

人権同和推進課長

どうしても地域内で分家と言いますか、1軒の内に分かれる場合があります、その中で要望もあります。ただしスペースには限界があり、増やせる部分も限界があります。先ほど申しましたようにお寺の納骨堂に移される方で減っていく部分もございまして、そういう中で、できるだけ地域の要望にこたえた形で埋めていきたいというふうには考えております。

川上委員

あなたの言うこの太郎丸二区の地域に引っ越してきましたという方が納骨堂を利用したいと言う場合はどうしたらいいんですか。

人権同和推進課長

現在地域で管理して頂いているのが地域の門信徒会という形の地域の組織がありまして、そういう中で管理していただいておりますが、そういう、会の中に入られた方の中からですね、そういう要望の中でこたえられる分につきましてはあくまでも限界はありますが、応えられる分については応えていきたいと思っております。

川上委員

希望する人は、その門信徒会というところが了解すればたれでも利用できる、タダで、そういうことなんですか。

人権同和推進課長

今、言いましたように設置の基数には限界があり、先ほど言いましたように124基はすべて埋まっていますので、新たに増設する8基につきまして地域の要望にこたえる範囲はこたえていきたいと思っておりますが、よその地域から入ってこられてすべて該当するかということではないと思っております。管理してこられて当然管理する側の了承を得た中で選考をしていきたいと思っております。

川上委員

できるんですね、利用。条例見ると、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあるときとか、施設を損傷または滅失する恐れがあるときとか、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるときとかね、こういうことでなければ部落解放同盟の了解なしに、承認のもとにはなくて、利用できるんですね。住宅とは、同和特定目的住宅とは違うわけですね。

人権同和推進課長

あくまでも、納骨堂は地域で門信徒会という組織の名称が定款かどうかよく分かりませんが、そういう形の組織の中で利用されている信者の方といたしますか、遺族の方といたしますか、そういう方々の組織の中で、検討される中で要望が出されております。部落解放同盟という組織に選考を依頼したり、そういう形で新たな部分で入れる入れないという形ではとっておりません、あくまでも地域の利用者の方々の声で決めるような形にはしております。

川上委員

これは一般施設と、一般施策の施設ということですね。

人権同和推進課長

予算特別委員会の中でも似たような質問があったと思っておりますが、あくまでもこの施設につきましては、飯塚市同和对策施設条例に基づいて設置され管理してある施設でございますので、現段階その施設条例に基づいた形で維持し管理していきたいというふうに考えております。

川上委員

その地域におられれば、解放同盟の承認なしに利用可能ということはいいいですね。それはいいんでしょう。

人権同和推進課長

この中の条例に基づく範囲では、先ほど入館の制限という部分は、先ほど質問者が言われた範囲が規定して、提言が加えてあります。それ以外の部分で、今なかなか空きというものが早々あるものではございませんが、あくまでも地域の居住者でそういう管理をしていただいている門信徒会等のやはりその推薦なり、了承なりを得たなかで、管理をしていきますからですね、そういう部分の了承の中で、了解の部分が空いておれば、そういう中で選考していきたいというふうに思っております。

川上委員

太郎丸2区については、今度8基増やすでしょう。公募しないんですか、8基。委任第9条、必要な事項は市長が定めるというのもあるけど、要綱を作っていないんでしょうね。公募しない

んですか。

人権同和推進課長

公募という形じゃなく、先ほどから繰返し同じような答弁につながっていくかと思いますが、管理いただいている利用者団体の合意の中で維持しておりますので、その中で既に要望が多数あるということで私は聞いておりますので、既に公募するまではないというふうに考えております。

川上委員

何千万円も市の税金かけて、つくっておいて、特定の新しい人たちには観音開きですか、そういうのを使えるけど、お金を出してる市民は抽選もできないということなんですね。それで、もう一度確認しますけど、解放同盟の承認なしに入ることができる、同和住宅とは違うと、もう一度明確に言ってください。

人権同和推進課長

十分条例は質問者も御承知の上と思いますが、この条例の設置目的の中には、歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域に同和対策施設として納骨堂を設置しておりますので、その趣旨に沿った形で維持管理し、またその中で利用していただくというふうに基本的には考えております。

川上委員

解放同盟の了解なくとも利用できるということですか、それは。

人権同和推進課長

過去旧飯塚市の納骨堂も減る分だけじゃなく増えて分もございしますが、その当時やはり管理していただいている中で要望にこたえてしておりますので、今回8基も同じように要望が出されておりますので、これに沿って8基分も決めていきたいというふうに考えております。改めて部落解放同盟に推薦依頼とかいう形では考えておりません。

川上委員

飯塚市の同和対策施設条例は別表があって、1納骨堂、2農林施設と、そのうち1項は農機具保管庫、2項が農業共同作業所等ということになってますね。誰でもインターネットで見ることができるのかな。設置目的のところは第1条として、社会福祉法の趣旨に基づき住民の生活の改善及び向上を図るため歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域に同和対策施設を設置するというように書いてあるんですね。実は、もうこういう地域は無くなってあるということを課長が答弁されましたね、予算委員会で、もう一度確認したいと思いますが。

人権同和推進課長

私は、先ほどの委員が申されました予算特別委員会で答弁いたしました部分につきましては、既に同和地区対象の地域はなくなっているという表現は使ってないかと思えます。あくまでも、同対法がありました当時につくられた条例でありますことは間違いございません。同対法がなくなるときの理由の1つにそこにあがっているような生活環境の改善という部分につきましては、一定の成果が出ているという形での表現を使いました。ただし、完全にそれが克服されて格差がなくなっているという表現は使っておりません。また、この条例に基づき設置しました施設でございますので、その施設は行政財産でございますので、行政財産として維持管理に現代もしているところでございます。

川上委員

先ほど紹介しましたけれども、平成14年3月7日事務連絡ということで、これは先ほど言い忘れましたけど、住宅局総務課、住宅局住環境整備室から各都道府県公営住宅等担当者宛の連絡文書なんですね。この中で先ほど、もうくどいと言われるかもしれませんが、ここに条例の中で書いてある地域、つまり歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されて

いる地域について特別の措置を講ずる根拠を失うこととなることからということ書いてるわけです。これが国から地方、全国的な認識なんです。ところが、飯塚市は設置というところで、阻害されている地域に同和対策施設を設置すると書いてるわけですよ。国の通知はね、連絡は阻害されている地域について特別の措置を講ずる根拠を失っているというふうに言ってるんですよ。ところが条例は、その地域に対策施設を設置すると書いてるわけです。いかに時代の流れに取り残されているというか、逆行してあるかということがわかんと思うんですね。課長、そう思われませんか。

人権同和推進課長

特別対策の法律につきましての執行に当たっては、今質問者が言われた部分という部分は理解しております。ただし、特別な法律でもって整備していく、環境を変えていくというのは限界があるという形で言われておりますが、一般対策の中で工夫していく分には余地が残されておりますし、現代飯塚市同和対策施設条例という条例が今もあるということの中で、また今後つくり続けるという表現で私が使っておるわけではございませんが、その条例に基づき設置した施設につきましては、あくまでも行政財産でございますので、行政の責任において管理していくということを考えております。ただし、行革の中で移譲等の方針が出された部分につきましては、今後協議を進めていきたいというふうには考えております。

川上委員

さっきも建築住宅課長が使った言葉だけど、一般施策の中で工夫してやっていきますと言うんでしょ。同和対策、あるいは同和優先の特別をやっていきますというふうに言ってるんですよ。それは実はね、行政の言葉じゃなくて部落解放同盟の言葉なんです。部落解放同盟が地方公共団体に要求するときの言葉なんです。国はどういうふうに言ってるかという、そんなこと言ってないですよ。建築課長も聞いてください、読めばいいでしょう、手元にあるから。例えば、依然として住宅に関わる施設ニーズがある場合には、平成14年度以降は一般対策により対応するものであることと書いてあるでしょう。一般施策の中で工夫するとかないんですよ。一般施策の中で、いわゆる同和特別取扱いとか、解放同盟特別扱いとか言うんだったら、一般施策じゃないでしょう。それでね、さっき移譲の話があったけど、あなた方はときどきインターネットに差別的なことがよく書いてあるとか言うじゃないですか。特に旧法律で定めて、あなた方が定めておったんですよ。旧同和地区の場所を書いたりするのはけしからんと、今でもけしからんと思いますか。

人権同和推進課長

委員に改めて同和地区の説明する必要はないと思いますが、同対法の中で地域を限定した中で事業を進めるために区域を設定した、それが同和地区という形でございますが、あくまでも被差別地域という形です。それはやはり差別が残ってる、現存してるというのは事実でございますので、被差別地域の中で、またその被差別を地域を特定するような形で、またインターネットを使ってそういうことを出すということは問題があると、また被差別地区という表現でなく同和地区という表現で使われまして、あくまでも一般市民が受け取る側で考えていったら、やっぱり同和地区、差別という形で当然考える部分でございますので、これについてはやはり特定の地域で生まれ育った方々を差別するということにつながっていくということで、そういう問題は無くなっていくように進めていきたいというふうには考えております。

川上委員

私は今被差別部落だとか地域とか無いと思います。あなた方が作ってるだけですよ。しかし、いずれにしても旧同和地区の名称をインターネットであろうが何であろうが、言うてまわるのはおかしいでしょう。必要もないこと。おかしいと思いますよ。しかし、地方公共団体はそれをやっているとしたら、どういうことになりますか。どうして飯塚市は、同和対策施設条例中で別表と書いてるけど地域名が全部分かるような条例になってるんですか。企画調整部長、こ

の条例見てどう思いますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:43

再開 16:50

委員会を再開いたします。

企画調整部長

同和対策施設条例の設置第1条の中で、先ほどから答弁いたしておりますが、住民の生活の改善及び向上を図るため歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域ということで、別表の中で施設名、それから住所、地番まで入れた中で明記いたしておりますが、こういうことを明らかにした中で改善を図っていくということで別表の中で明記をしているところでございます。

川上委員

人権同和推進課長がこういう地名をインターネットとか何とかで、公にして回ることについてはどうかと思うよということだったんですね。地方公共団体飯塚市が、こういう地名を公然と明らかにしていってるわけでしょう。これについて、あなたはどうかと聞いたわけです。状況説明とかいいんですよ、わかるんだから。あなたはどうかと、担当部長として、あなたの心情を聞きたいわけですよ、どうですか。

人権同和推進課長

私の名前も出ましたので、私の方からお答えいたします。あくまでも、先ほど2チャンネルの関係で質問者を言われました件につきましては、どういう目的でそういう2チャンネルの書き込みが行われてるかということは、あくまでも差別を目的にそういうことで書かれていると思います。この条例は、地域の状況改善、やっぱり生活の住民の改善という形で進めている事業でございます。その中で、確かに質問者言われるように、地域と名称等をあげておりますが、あくまでも改憲を目的であげておりますので、こういう形で今現在あげているのは2チャンネルとは意味合いはまた違うのではないかなと私は思います。

川上委員

聞いてもいない人間が答弁に立って、2チャンネルとか言ってもないことを何を言うんですか。2チャンネルって何ですか。あなたには聞いていない。企画調整部長にこの条例見てね、どういう心情かということ聞いてるわけですよ。条例があることは見ればわかるんだから、あなたの心情を聞いてるわけですよ。

企画調整部長

インターネットの問題もございまして、実際飯塚市でも問い合わせ等がっております。あそこの家の前はそういう同和地区かというような部分もあってますけど、そういうインターネットとかいうものも含めて、そういう差別を目的としたいろんな事象が起きておりますので、そういうものと同和対策施設条例政省での別表での明記とは違うものだというふうに考えております。

川上委員

あなたに問い合わせがあったら、条例見てくださいと言う。そういうことになるでしょう。市長、課長とか部長が複雑な答弁してますけどね、普通の感覚で見てどうですか。市長も2期目迎えられてるから、この4年間のことについては直接責任があるでしょうけど、部長とか課長はずっと責任がありますけどね、国がもうその根拠はないと、特別の措置を講ずる根拠を失うことになるって、そして住宅課の方は施行規則まで削ってるわけですよ、この指摘に基づいて、6条の4項を削ってるでしょう、施行規則ね。そこまで建築住宅の方はしてるんですよ。ところが、人権同和推進課の方は、早くなくせばいいと私は言うんだけど、こういうふう

に仕組みはぞろり変えて平気で仕方がないということです。ここは同和地区かなどと聞かれて、どうだとかいうこと言ってるわけでしょう。条例見れば誤解を招いていくでしょう。市長、どう思いますか。こういう条例を市長が持ってて、市長の感想を聞かせてください。

企画調整部長

この人権に関する問題でございますけど、今施設に関してそういう国の法律の無くなったと、失効したということから始まっておりますが、現在も人権教育、人権啓発法がありまして、当然国の責務なり地方自治体の責務とか明記されております。そういう中で、そういう差別をなくすような活動を、自治体を中心とした中で、活発に行っていく必要があるというふうに考えております。先ほど、同和対策施設条例の中でそういう施設の住所地が明記されてあるということとは、違うものだというふうに考えております。

川上委員

もう企画調整部長にはお聞きしてないんですよ。市長にお聞きしてるんですよ。

市長

もうこれは、何度も何度も何度も川上委員の方から御質問ございますけれども、今回の公の施設だけじゃなくて、それから今までの議会すべてに関してこの問題に対して出ております。委員会等で話が出ておりますけれども、そういう地域があるということを明記しながらというようなことで、実際そういう状態があることは間違いありません。しかし、その中でそこをまだまだ我々の地域の中に残ってるということで、それをバックアップしていかなきゃならないというような部分もありますので、そういうもののためにこちらの方として地域の特定をするような資料が我々のところにあるということは間違いのないと思いますけれども、それを差別という位置づけの中で捉えてそれを記録しているということではなくて、保護していかなければならないという中での記録だというふうに御理解いただければと思います。

川上委員

私はこれが差別文書だとかまで言ってません。どう思うかと聞いたわけですよ。それで最後にしますけれども、8年前の総務省大臣官房の地域改善対策室、さっき聞いておられたと思いますけど、なぜ国が同和対策事業をやめるのかと、やめなければならないのかと、地方公共団体は単独で国がやめたことをやろうと思わないでくれとまで書いてるわけですよ。10何億円も使ってるんですよ、飯塚市は。それで、住宅についても先ほどから論戦してきたでしょう。だから、いろいろ差別が残っているだとか、解放同盟には行政の補完行為をしていただいているとか、みんな実際にそういうことをしているかということ、そういうことはないっていうのは知ってあるでしょう。行政の補完行為、何をしていますか。そういったことを今なお言うというのは、齊藤市長が癒着はいかんけれども、馴れ合いと癒着は同じかと言われたけど、そこを私は指摘したつもりだったんですよ。飲みニュケーションの場で、生活費が足りなくて苦しんでいる人達のことを話し合っ、怒られるかなとも言われましたけど、いろいろきょうは午前中から質疑させていただきました。この実施計画策定されたのが昨年2月です。この間には、いろんなことがありましたけども、幾つかの特徴言いますと、住民の声によって実施計画の方針が頓挫している、あるいは撤回せざるを得ない、そういうことがありましたね。これは、皆さん方の実施計画が住民の願いからかけ離れたものだったという面があるでしょう。2つ目は、議会が論理的に住民の願いとの関係も考えて、これは採用できないということで否決したのがありますね。市営住宅への指定管理者制度の導入、非常にがさつでした。それから3つ目に、国自体が方針を動揺させている流れの中で、実施を見合わせたいと言われるものもありましたね。幼稚園の統廃合の問題とか、適当に答弁は変えられていたかもしれませんが、ですから、実施計画をもうつくってしまってるから、撤回という訳にはいかないんでしょうけど、1年半経った段階で、齊藤市政2期目が始まった段階で、2次実施計画を秋につくろうとしてるでしょう。学校再編問題を中心に。その際に間に合うかどうかわかりませんが、明らかに見直し

の方がいいと、無理ということについてはね、改訂版を出したらいいと思うんですよ。浴場機能廃止を含めて検討とか書いてるところとかね。ここは一旦決めたら止まらないってことはないでしょうから、条例だって私はこれは廃止するべきだと思いますけど、先ほどの同和条例ね。だから、実施計画についてはきちんとこの際住民の声、それから議会の声も踏まえて改定をすると、根っこから改定をしたほうがいいと思いますけど、そういうことを申し上げて質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

川上委員にお願いがあります。午前中トーターについての答弁が公営競技場の方からするように残っておりましたけれども、トーターの資料を質問者川上委員の方に届けるということで、答弁に替えさせていただくということで、ご了承お願いできますか。

( 了承の声あり )

では、そういうことにさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は継続審査とすることに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。